

一般会計予算・決算審査特別委員会記録【未校正速報版】

○招集日時 令和6年 3月13日(水) 午前 9時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	佐藤隆治
副委員	長	山野井隆
委員		長塚美雪
	〃	古谷貴子
	〃	杉山尊宣
	〃	佐野太一
	〃	海東一弘
	〃	久保田真澄
	〃	関川翔
	〃	遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員

市長	中村修
総務部長	鈴木文江
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
福祉部長	彦坂哲
健康増進部長	渡来真一
まちづくり振興部長	野口昇
消防長	岡田直紀
総務部次長	斉藤理昭
福祉部次長	下田浩
会計管理者	石塚幸夫
消防次長	仲村厚
総務課長	松崎剛
人事課長	軽部幸雄
情報管理課長	岩崎弘宜
市民協働課長	海老原充

市 民 課 長	安 田 徹 也
政 策 推 進 課 長	高 中 誠
魅 力 と り で 発 信 課 長	立 野 啓 司
財 政 課 長	海 老 原 輝 夫
課 税 課 長	稲 村 忠 弘
高 齢 福 祉 課 長	秋 山 和 也
障 害 福 祉 課 長	鈴 木 哲 也
子 育 て 支 援 課 長	佐 藤 睦 子
健 康 づ く り 推 進 課 長	香 取 美 弥
保 健 セ ン タ ー 長	助 川 直 美
産 業 振 興 課 長	数 藤 弘 人
環 境 対 策 課 長	印 藤 智 徳
消 防 本 部 警 防 課 長	中 村 幸 男
人 事 課 副 参 事	山 下 拓
財 政 課 副 参 事	谷 池 公 治
社 会 福 祉 課 副 参 事	根 本 真 人
高 齢 福 祉 課 副 参 事	井 橋 久 美 子
子 育 て 支 援 課 副 参 事	松 崎 智 幸
環 境 政 策 室 長	大 隅 正 勝
安 全 安 心 対 策 課 長 補 佐	真 田 幸 彦
安 全 安 心 対 策 課 長 補 佐	岡 本 純
デ ジ タ ル 化 推 進 室 長	松 崎 昌 也
市 民 協 働 課 長 補 佐	松 丸 幸 恵
市 民 課 長 補 佐	澁 谷 茂
政 策 推 進 課 長 補 佐	平 野 菜 穂 子
魅 力 と り で 発 信 課 長 補 佐	佐 藤 麻 衣 子
魅 力 と り で 発 信 課 長 補 佐	鈴 木 健 太
魅 力 と り で 発 信 課 長 補 佐	星 芳 宏
課 税 課 長 補 佐	若 泉 裕 子
課 税 課 長 補 佐	福 地 見 一

社会福祉課長補佐	飯泉孝
高齢福祉課長補佐	井上秀和
障害福祉課長補佐	石橋陽一
子育て支援課長補佐	飯塚千絵子
健康づくり推進課長補佐	櫻井裕久
保健センター課長補佐	野添智子
保健センター課長補佐	寺崎邦秀
産業振興課長補佐	吉田宏
産業活性化推進室長	鴨川幸子
環境対策課長補佐	岡田崇
消防本部警防課長補佐	新井寧樹
議 長	岩澤信
議 会 事 務 局 長	吉田文彦

○職務のため
出席した者

○付託事件

議案第29号 令和6年度取手市一般会計予算

○審査の経過

午前 9時04分開議

○佐藤委員長 ただいまの出席委員数は10名。定足数に達していますので、会議は成立します。

それでは、ただいまから一般会計予算・決算審査特別委員会を開きます。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは審査を行います。初めに、配付資料の一般会計予算・決算審査特別委員会審査日程を御覧ください。2月29日の委員会において、審査の進め方については既に決定いたしました。1日目の1項目め、歳入の項目に地方債を追加し一括で審査することとし、また5項目めの第10款、災害復旧費、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費の一括審査の項目に一時借入金、歳出予算の流用を加え一括審査としたいと思います。また、教育委員会から、2日目の審査順序について土木費と教育費を入れ替えていただきたいとの申出がありました。申出を踏まえ、審査順序を教育費、土木費の順番に入れ替えてきたいと思います。これらに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

そのほかの審査順序については、サイドボックスに登載した資料のとおりです。また、

会派長を通じて委員が請求して提出いただいた資料や補足で提出された資料も併せて掲載しておりますので、御確認ください。

それでは、第——それでは——もとい、議案第 29 号、令和 6 年度取手市一般会計予算についてを議題とします。本日は、第 7 款、土木費、第 9 款、教育費以外の審査を行いたいと思います。本件につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 29 号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成多数です。したがって、議案第 29 号は、説明を省略することに決定しました。

本日は第 7 款、土木費、第 9 款、教育費以外の審査を行いたいと思います。

これから質疑を行います。一般会計予算に対する質疑については事前通告することとなっております。質疑は議題に対して疑義をただすために行う発言です。委員各位に申し上げます。質疑は簡単明瞭に行い、議題外にわたる発言、要望・お願いや各課カウンターで聞くことができる「分からないから」「軽微な確認」など質の低い質疑は厳に慎んでいただくようあらかじめ申し上げます。また、質疑に当たっては、予算書または予算説明書等の該当ページを述べてから質疑、お願いします。さらにこの委員会における質疑時間は、1 議題につき質疑時間のみ 8 分以内となります。残り時間が 3 分となりましたらベルを 1 回鳴らします。また残り時間が 1 分でベルを 2 回鳴らしますので、御承知おき願います。なお、この質疑については、答弁を聞いて質疑の疑義が残った委員から議論を深める質疑が認められております。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際に部署名と名前を一度述べてから発言をお願いいたします。また簡明な答弁をお願いいたします。

これから、議案第 29 号のうち、歳入、地方債について、質疑通告順に質疑を行います。2 人の委員から通告がありました。

まず初めに、海東委員。

○海東委員 よろしく申し上げます。大きく分けまして 1 つ目でございます。予算書 20 ページ、説明書 11 ページ、軽自動車税についてでございます。2 点ございまして、まず 1 点目でございます。軽自動車の 4 輪以上の自家用乗用の重課税分 1 万 2,900 円の課税台数でございます。台数によりまして調定額も変わってくると思っておりますけれども、過去数年遡りますと、決算ベースで平成 30 年度が 3,183 台、令和元年度が 3,387 台、令和 2 年度が 3,713 台、令和 3 年度が 3,978 台、令和 4 年度は 4,239 台と、毎年台数が増えてきているように見受けられます。次年度の見込みが 3,828 台と、もう少し多く台数が見込めるのではないかと思うのでありますけれども、この課税台数、また調定額となりました根拠などにつきましてお尋ねいたします。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。よろしく申し上げます。ただいまの質疑に答弁させていただきます。今、海東委員おっしゃったとおり、重課されている台数は伸びてる

状況でございますが、実際に予算を計上する上では廃車する台数を見込んでおります。その廃車の見込みを差し引いて予算計上をさせておりますが、実際に決算ベースですと思ったほど重課で——13年以上たってる車ですので、なかなかこちらで見込んでたとおりの廃車をされない方が多いという形で、その差異が出ている状態でございます。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。なかなか廃車台数までは見込みが難しいというところですね。この台数になったということで理解させていただきます。

では2点目でございます。特定小型原動機付自転車についてでございます。電動キックボード等ということになると思いますが、時折メディアなどでも報道ニュースで目にする機会が最近多くなってきたように思います。本市におきましても、次年度9台の課税を見込まれていると思います。これまで原動機付自転車、50cc以下の区分で課税していたと思いますが、次年度より特定小型原付に区分して課税するということがよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。こちらのほうの法改正が令和5年7月1日より施行された状態でございます。それまでは同じような電動キックボードございましたけれども、原動機付自転車の区分の中で課税しておりました。また、令和7年——令和5年7月1日より法改正になりまして新しい基準になっておりまして、大分以前にあった電動キックボードよりは範囲が狭まった状態が適用されるような状態になっております。実際に7月1日の施行日以降、取手市で課税登録された方は現在12台という形になっております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。12台ということで、そのように受け止めさせていただきました。この原付区分、先ほど12台とお話があったんですけども、この原付50cc以下区分の中に、まだ特定小型原付の台数が残っている可能性もあるということでよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 以前、法改正前に登録されたものは、ほぼ現在の特定小型自転車には該当するものではないと思っております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解することができました。ありがとうございました。こちらの点につきましては以上でございます。

では大きく分けました2つ目でございます。交通安全対策特別交付金につきまして、お尋ねします。予算書22ページ、説明書15ページでございます。次年度は1,200万円と、増減額100万円、7.7%マイナスとされています。こちらは交付される算出基準の交通事故発生件数が増えたのか、それとも人口集中地区の人口が減ったのか、それとも財源となる徴収額が減少した、そのような要因なのか、このマイナス要因につきましてお尋ねしたいと思っております。

○佐藤委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 財政課の海老原です。お答えさせていただきます。まず、予算の積算方法なんですけど、予算の積算といたしましては、令和6年度交通安全対策特別交付金の積算、こちらは国の地方財政計画におきまして示されている交付金計上額の増減率を用いて算出をしているところでございます。令和6年度の国の地方財政計画では、交通安全対策特別交付金の増減率が前年度と比較しましてマイナス5.7%という形で示されておりましたので、そこで100万円減の1,200万円を予算額として計上させていただいたということでございます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。安易な考えになりますけれども、この交通事故の件数が減少すれば交付される金額も増える可能性があるというわけではないということになりますでしょうか、お尋ねします。

○佐藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。交通安全対策特別交付金は、交通反則金を原資としておりまして、その案分の基準として交通事故の発生件数などが基準となっているというものでございますので、関係性を申し上げますと、発生件数が増えると、その分だけ案分されるものが増えるという形になります。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。本市におきます人口集中地区というのは、具体的にはどこを指しているのか、お尋ねいたします。

○佐藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 人口集中地区人口、D I D地区と呼ばれるものなんですけど——すみません、細かい規定は出てこないんですが、国の規定がございまして、ある一定程度の人口密度があるところが対象になっております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では3点目でございます。この交付金の使い道、用途についてお尋ねします。交通安全対策特別交付金等に関する政令に定められている範囲で使われているということでしょうか、その点お尋ねいたします。

○佐藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。委員おっしゃるとおり、交通安全対策特別交付金の用途は政令において定められております。当市におきましても、予算上は一般財源として取り扱ってはおりますが、交通安全対策として街路灯や道路区画線、カーブミラーなど、道路交通安全施設の設置や維持管理に活用しております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。その定められている範囲であれば、その自治体内で自由に使えるということでしょうか。

○佐藤委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。私からは以上でございます。ありがとうございます。

○佐藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 まず私のほうからは、説明書8ページにあります市民税について、定額減税ということが国のほうから示されております。その人数について、まず伺います。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。定額減税対象者の人数ということですが、所得税の課税——所得割の課税のある納税義務者とその扶養者を7万9,411人と見込みました。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 今回、その定額減税も何かいろいろこう——ランク分けというか、子どもがいるとかいないとか、何かすごい複雑なんだなというふうに受け止めてるんですが、その辺はやっぱりどのようにというか、——やっぱりやるしかないんでしょうね。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。今、遠山委員おっしゃったとおり、市民税においては、納税義務者1人につき1万円、扶養者に対して1万円という形で減税するような形になっておりますので。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 何か——ふーん、それだけだった、定額減税、今回示されているのは。何か子ども加算とか、そういったことも何か含まれてるようなちょっと情報——というか報道あったと思うんですけど、そこまでなかった、何か。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 あくまでも定額減税においては今ご説明したとおりになっております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 次に、ふるさと納税による影響額を、今年度はどのくらい、来年度はどのくらい見込んでいるのか伺います。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。来年度というところはちょっと見込めないんですけども、今までの影響額ということで、実績としては取手市のホームページにも記載されておりますけれども、令和4年度は市民税控除額2億604万円、令和5年度については約2.5億円となっております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 赤字だけは免れてるというところではあるかと思うんですけども、ちょっとその辺も影響額は大きいなと受け止めています。

続いて、法人市民税について、法人ランクごとの状況、分かれば。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。法人のランクごとの状況ですが、予算説明書8ページ中段の表にもございますが、9号法人から2号法人においては、法人件数はほとんど変化がございません。1号法人においては97社の増となっております。この1号法人97社の増の内訳なんですけれども、大体目立つところとしては、建設業において独り親方から法人化するケースが増加しているということと、インターネットを扱うIT系の会社の増加が傾向として見られます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 私も去年の——令和5年度との比較は見てるんですけど、その前の令和4年度、ちょうどコロナが落ち着きだした頃かなというところなんですけども、その辺もちょっと比較しましたら、やっぱり7号法人から何か3号法人のほうがむしろ増えてきてんだなあというふうに、移行してるのかなというふうに、ちょっと単純に受け止めたんですが、その辺はそう単純なものではないのかな、どのように受け止めてますか。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。今、遠山委員、3号法人のところおっしゃったんですけども、令和5年度、6年度のところを見ますと3社増という形になってるんですけども、この理由といたしましては、資本金増加で1号法人から3号法人へ変更した法人と、市内支店の増加というところで3社増となっているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 続いて、固定資産税についてなんですけども、全て減額予算となっているので、どのように受け止めているのか伺います。

○佐藤委員長 稲村課長。

○稲村課税課長 課税課、稲村です。お答えさせていただきます。まず、土地については、地価の下落が穏やかになってきているんですけども、依然としてまだ下落が続いております。令和6年度の予算は、不動産鑑定に基づき、令和4年7月1日から令和5年7月1日までの1年間の市内平均下落率0.16%を基に算定し、898万1,000円の減と見込みました。——申し訳ございません、下落率0.61%です。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。続いて説明書の15ページになります。分担金及び負担金のところなんですけれども、民間保育園入所児保護者負担分、いわゆる保育料だと思うんですが、その増額内訳をちょっと示してください。

○佐藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 子育て支援課、飯塚です。遠山委員の御質疑にお答えさせていただきます。民間保育園入所児保護者負担金の増額内訳ということでございますけれども、こちら令和5年度の予算、こちらが6,674万円。これが令和6年度になりますと7,509万6,000円となっております。これに対しまして、公立保育所の使用料でございますが、こちら保護者の負担金となっておりますが、令和5年度予算が6,335万4,000

円、令和6年度が5,409万円となっております。これは令和6年4月から公立保育所であり、中央保育所が民営化することで、公立保育所使用料というのが減額となっておりまして、民間保育園入所児保護者負担金が、その分増額となっていることとなります。あくまで民営化となる施設、こちらの歳入の区分が変更となったもので、保護者の負担金全体としての大きな増減はございません。以上となります。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると今、公立のほうは市が負担でしたっけ、保育料。——民間だけ国のほうが見てるということでした——全てでしたっけ、確認。

○佐藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 どちらも保護者から負担はいただいているんですけども、歳入の受皿が違うという形で、名前が違っていただけになります。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 今、保育料の無料化というところでは、国の負担でということ、そこは生きてますよね、継続されてますね。分かりました。

あと定員数を下げた園もある中で、その整合性というふうに2点目に挙げたのは、だから今の説明で分かりました。

最後になります。使用料及び手数料のところ、自転車駐車場使用料の減額に対する推移というふうに、ちょっと項目——質疑項目を挙げたんですけども、その辺についてちょっと説明を求めたいと思います。どのように受け止めているのか。

○佐藤委員長 松崎課長——ごめんなさいね、ええっと……。

○岡本安全安心対策課長補佐 岡本です。

○佐藤委員長 岡本補佐、失礼しました。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。お願いします。今の質疑にお答えします。推移というところで、直近5年の歳入の推移について、まずお答えします。1,000円単位で申し上げますと、平成30年度が約1,961万4,000円、プラス89万4,000円——前年比プラス89万4,000円ですね。令和元年度が約1,845万5,000円、前年比マイナス115万9,000円。令和2年度が約1,458万1,000円、前年比マイナス387万4,000円。令和3年度が約1,422万7,000円、前年比マイナス35万4,000円。令和4年度が約1,424万円、前年比プラス1万3,000円と全体的に減少傾向となっております。令和2年度から大幅に減少している理由としては、新型コロナウイルス蔓延によるテレワーク増加等によるものと認識しております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 安くない工事費かけて造ったわけなんで、大いに環境——温暖化防止のこともあって利用者がむしろ増えてほしいところですけど、なかなかそこは、それぞれの生活スタイルやライフスタイルがあるので無理にはあれなんですけど。そのサイクルステーションの維持管理費と比較すると、その辺はどのように受け止めているのかをちょっと伺います。

○佐藤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 安全安心対策課の齊藤です。それではお答えさせていただきます。人件費等も含めまして4,000万円ぐらい——4,000万円程度の金額が必要経費としてかかっていますので、差額がかなり——その歳入と歳出の差が、かなり令和2年度から大きくなっているという現状がございます。以上です。

○遠山委員 以上です。

○佐藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経緯から——もとい、経過から疑義がある委員はおりますか。

山野井委員。

○山野井委員 いや、質疑に疑義はないんですけど、聞いたことに対して疑義があるのかないのか分からなかった質疑が多かったと思います。それを聞いて、その先に何かあるのかというのはちょっと分からないので、その辺をちょっと意識して質疑していただいたほうがいいかと思います。

○佐藤委員長 分かりました。もう少し聞いた上での掘り下げた質疑を心がけていただけますようお願い申し上げます。

これで議案第29号のうち、歳入、地方債についての質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため5分ぐらい休憩します。

午前 9時30分休憩

午前 9時35分開議

○佐藤委員長 再開します。

次に、議会費、総務費、消防費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際に部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

質疑通告順に質疑を行います。7人の委員から通告がありました。

まず初めに、関川委員。

○関川委員 関川です。よろしくお願います。まず防犯に要する経費について、予算書55ページ、説明書19ページです。修繕料（防犯カメラ）という記載があるんですが、180万円ということなんですけども、何台分の予算になるんでしょうか、お伺いします。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。お願います。ただいまの質疑にお答えします。何台分というところなんですけども、予算については、令和5年度に5か所、こちらの修繕をしている実績から180万円を計上しております。修繕に関しましては、カメラ本体だけではなくて付属部品であるWi-Fi、ハードディスク等の記録媒体なども含まれているため、5か所としております。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。この5か所という中で、修繕とそのメンテナンスという項目のものなのか、完全なる修理なのか、その辺の詳細をお伺いします。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。メンテナンスというところでは、定期的なメンテナンスはしておりませんが、経年劣化のありますハードディスク、これについて設置が古いところから順に交換、対応しております。また、カメラ本体やW i - F i 等については、故障を把握した際には、修理という形ではなく交換で対応させていただいております。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 何かあったときに、そのカメラで撮った動画が捜査に使えないとか、そういうことになると大変だと思うんで、しっかりお願いいたします。次に、防犯カメラの設置工事費、これも何台分なのか、お伺いさせていただきます。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。防犯カメラ設置工事は1か所2台分を想定し予算を計上しております。以上です。

○関川委員 これは新設という……

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 (続) ごめんなさい。これ新設ということで理解してよろしいですか。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 こちらは新設、1か所2台分の新設となります。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 これ場所はどちらに設置する予定でしょうか。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 こちら場所については、警察のほうと協議しましてつける場所を設定しております。まだこちらのほうは決まっておらずでして、来年の4月、5月あたりにこちら協議させていただきますので、まだこちら設定の場所は未定となります。

〔「来年じゃないよ、来年度」と呼ぶ者あり〕

○岡本安全安心対策課長補佐 こちら令和6年度となっております。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。それとカメラの性能についてなんですけども、以前、私は1期目のときに防犯カメラのちょっと一般質問をやらせていただいたんですが、そのとき守谷市では、取手市より安価なカメラを広域に設置して抑止力という形のつけ方をしてたんですけども、取手市においては当時、高価なものを、人が多いとか何か問題があるところにつけて、何かあったときに確実にその動画が捜査に使えるような性能のものを使うという方針で、その時は御回答いただいたんですが、今はどういう方針でやってる中で、カメラの性能というのはどうなんでしょうか。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。カメラの性能につきましては、画角が約120度、画質は1,920掛ける1,080ピクセルのフルHDというところで、夜間でもはっきりした映像が撮影可能なものと、ある程度高性能なものを使用しているという認識です。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 その方針的にはどうなのでしょう。その性能に特化してあくまでやるのか、ある程度広域に今後つけていって抑止力という面で利用していくのか、お伺いします。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。今方針としましては、このままカメラの性能を少し高いものを設置していくという方針で考えています。一応、市内のほうでは現在46か所、100台設置していまして、大まかな主要交差点、市民の多い——動きが多い場所、駅付近等は大体網羅できているのかなという認識でおります。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。次、行きます。個人番号事務に要する経費についてです。予算書が92ページ、説明書36ページです。まず、個人番号カードの未取得者の人数とかは把握してますでしょうか。

○佐藤委員長 澁谷補佐。

○澁谷市民課長補佐 市民間の澁谷です。お答えします。マイナンバーカードの交付割合になりますが、未取得者の人数は2万6,133人になります。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。この未取得者の方というのは、どのような境遇というか、どの年代に多いのか。若い方なのか、高齢者なのか、その辺をちょっとお伺いさせていただきます。

○佐藤委員長 澁谷補佐。

○澁谷市民課長補佐 お答えします。どのような境遇の方というところなんです。市役所に出向くことができない高齢者、または高齢者施設に入所している方で、御自身でマイナンバーカードの交付申請書を作成することが難しい方、もしくはそのマイナンバーカードを受け取りに市役所のほうに来庁するのが難しい方、こういう方がなかなか難しいのかと考えています。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。そうすると、今現状だと、マイナンバーカードを**持**ってなくても**そ**の方たちは大丈夫だということだと思えるんですけども、今後、やっぱり取得しないとこういうことが起きてしまうよとか、その辺の懸念材料とかは、ちょっとお伺いさせていただきます。

○佐藤委員長 澁谷補佐。

○澁谷市民課長補佐 お答えします。健康保険証はマイナンバーカードと一体化になります。現行の保険証は令和6年12月2日に廃止される予定になってます。廃止後の1年間は、経過措置として現行の保険証を使用することができるんですが、将来的にはマイナンバーカードが健康保険証という形になりますので、病院の通院等で支障があるおそれがあります。またマイナンバーカードお持ちでないということになると、近くのコンビニとかで住民票とか印鑑登録証明書を取得することはできないんですが、運転免許証をお持ちでない高齢者などの方は、マイナンバーカードを取得することで顔写真付の身分証明書を提

示することが可能になりますので、例えば3月1日から開始した戸籍の広域サービスとかのサービスを受けることができることになるかと考えてます。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。2万6,000人、まだ未取得の方がいらっしゃるという中で、この方たちにもマイナンバーカードを取得してもらわないといけないわけですが、どうでしょうか、可能でしょうか。

○佐藤委員長 澁谷補佐。

○澁谷市民課長補佐 お答えします。2万6,000人強の方が取られてないということなんですが、来年度——令和6年度になるんですが、マイナンバーカードのオンライン窓口、こちらは今年から始めてるんですが、来年度も引き続き市民課と藤代総合窓口課に設置しまして、申請のサポートというのをやっております。あと、先ほど言いました高齢者施設に入居されている方、そういう方に対して、週1回程度なんですが、こちらから訪問して申請のサポートをするような計画でいます。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 先ほどおっしゃったように、やはり今後必要不可欠なものになると思うので、しっかり周知していきながら確実にやっていきたい——やっていただきたいと思います。

次に、コンビニ交付に要する経費についてです。予算書が94ページ、説明書36ページです。こちら私も何回か利用してるんですけども、コンビニ交付の利用数というのはどういう状況にあるんでしょうか。

○佐藤委員長 澁谷補佐。

○澁谷市民課長補佐 お答えします。コンビニでの住民票の写し、印鑑登録証明書の交付は平成28年の7月から開始してるんですが、令和6年1月末の総件数で5万4,995件、年々利用者数は伸びている状況です。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 執行部として、この数字というのに対しての評価というのはどう考えてるんでしょうか。

○佐藤委員長 澁谷補佐。

○澁谷市民課長補佐 お答えします。マイナンバーカードの交付率の増加に伴いまして、住民票とか印鑑証明のコンビニ件数——交付件数なんですが、令和3年度と令和4年度と比較して4,514件増加してる状況で、令和5年度も既に令和4年度を上回る件数です。市役所に来ることなくお近くのコンビニでお取りできたり、市役所が開庁してない時間も取得できますので、利便性が高いものだと考えています。あと、令和3年度から4年度かけて、窓口の交付件数が住民票で約4%の減、印鑑登録証明書で約7%減少してまして、一応、窓口緩和による業務負担の軽減につながっていると考えています。以上です。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 5万4,000件というと、人件費で換算すると大変意味のあることになると思うんですけども、今後もしっかり周知して徹底してやってもらいたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 次に、長塚委員。

○長塚委員 長塚美雪です。市民相談に要する経費について、予算書——予算説明書の21ページになります。こちらの経費、昨年、おととしと横ばいになっております。取手市は高齢者数が増加していることを踏まえると相続等の相談が増加すると思われませんが、回数等を含めて、この開催——市民相談の開催は現状維持なのでしょうか、お願いします。

○佐藤委員長 お願いします。

○海老原市民協働課長 市民協働課の海老原でございます。長塚委員の御質疑にお答えさせていただきます。

○佐藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 長塚委員の御質疑にお答えさせていただきます。市民相談に要する経費でございますが、この大半が弁護士の報酬と——委託料となっております。他の司法書士相談等については、報酬の謝礼等の金額はかかっておりません。以上になります。

○佐藤委員長 鈴木部長。

○鈴木総務部長 ちょっと補足答弁させていただきます。回数について変更はないのかという御質疑でした——長塚委員の御質疑でした。それに関しては、回数等については令和5年度と6年度変更なく、同じ状態で開催予定でおります。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 それは参加人数から見て開催数が妥当だということ、認識でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 お答えさせていただきます。参加——相談者の数につきましては、例年、大体同程度の数となっておりますが、市の無料法律相談——市の無料相談に間に合わない方、急ぎの方については、県とか関係機関の無料相談のほうを御案内しておりますので、市の相談回数については今のところ変更は考えておりません。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。こちら市民相談の周知方法なんですけど、現状、広報やホームページだけでしょうか。

○佐藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 今、長塚委員のおっしゃるように、市のホームページ・広報にて周知のほうをしております。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 特に相続に関しては、御本人より御家族の方が関心あられる方が多いと思います。周知の方法に関してもちょっと工夫する必要があるかと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○佐藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 年2回ですが、司法書士相談、それから行政書士相談等を含めた合同相談会のほうを年2回開催しておりますが、その際には、コミュニティバスとか、そのほかいろいろなところにポスターを貼って相談会を行う旨を周知しております。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。この質疑はこれで以上です。——質疑は以上です。

○佐藤委員長 次に海東委員。

○海東委員 よろしくお願ひします。大きく分けました一つ目でございます。予算書 71 ページ、説明書 25 ページ、電算・O A 化等に要する経費についてお尋ねします。特にお尋ねしたい内容がガバメントクラウドの利用についてでございます。地方公共団体情報システム標準化基本方針が策定されていると思います。国のほうでもこの方針、業務方針を踏まえまして取組を推進していくということでもありますけれども、その中にガバメントクラウドのことが示されています。本市におきましても、次年度、ガバメントクラウドの利用ということで予算計上されています。まず、1 点目でございます。本市のこのガバメントクラウドの利用に当たりましての経緯などにつきまして、お尋ねします。

○佐藤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。御質疑に答弁いたします。まず、本市としましては、令和 7 年 5 月に標準化を進めているシステムの半数以上を移行し、残りにつきましても令和 7 年度内に移行を完了させる計画でただいま進めております。経緯といたしましては、令和 4 年 7 月に、情報化推進委員会におきまして、国が示す手順書に基づき推進することを決定し、現在、担当の事務所管課におきまして、移行に向けた共通仕様との差分の洗い出し、それに伴う業務フローの見直しといった作業を進めているところでございます。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。令和 7 年度以内で全て完了するというところでよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。国のほうでも、令和 7 年度中に移行完了ということで示されていたと思いますので、その点につきまして理解させていただきました。

2 点目でございます。この利用料につきまして、612 万 4,000 円計上されていると思います。この金額の根拠になります算出方法などにつきまして、こちらにまつわる内容などをお尋ねいたします。

○佐藤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 まず、取手市におきますガバメントクラウドは、多くの自治体を選定しております Amazon (アマゾン) のクラウドサービス——いわゆる AWS というものを利用を想定しております。現在、本格運用は令和 7 年 5 月と、先ほどお答えしたとおりなんですけれども、事前の環境整備に数か月程度かかる見通しがございます。そのため、令和 6 年度 1 月から 3 月までの 3 か月分の利用料を、国が示している積算資料をベースに、1 月当たり約 204 万円、トータルで 612 万 4,000 円の計上をさせていただいております。なお、この利用料につきましては為替相場により変動するため、現在、この

予算積算時におきましては、1ドル150円換算で予算を編成させていただいております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。この利用する範囲によりまして利用料、この予算額も変わってくるのかどうか、現時点ではどのような形で進められているか、お尋ねします。

○佐藤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 利用する量によりまして変わってくるというような想定でございます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。3点目なんですけれども、先ほどのお答えと重複してくると思うんですけども、いま一度、今利用されている——次年度利用する予定の業務範囲、どのあたりをクラウドのほうにガバメント——新しいほうのクラウドに移行していくか、その辺り、いま一度お尋ねしたいと思います。お願いします。

○佐藤委員長 お願いします。松崎室長。

○松崎デジタル化推進室長 デジタル化推進室の松崎です。御質疑にお答えします。利用の範囲につきましては、標準化の対象業務となっております住民記録や税関係、あと福祉関係の業務について、ガバメントクラウドへの移行を予定しております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、こちらのガバメントクラウド、新しいほうに移行していくということで国のほうでも示されていますけれども、現段階で本市のほうではどのような効果があるか、そのあたりどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。お願いします。

○佐藤委員長 松崎室長。

○松崎デジタル化推進室長 お答えします。効果につきましては、やはり国の制度変更とか新規事業が標準化されることによりまして迅速に対応できるようになることと、また遠隔地への今度データ保管が可能になりますので、それによって災害時における復旧の迅速化などが見込まれると考えております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では4点目でございます。本市がこの取組進められているということでありまして、県のほうのシステムが整っていないと制限がかかったりですとか、利用ができないという内容を目にしたことがあります。県のほうのシステムが整っていないと利用ができないのか、また、近隣の市町村、茨城県内の市町村のほうと足並みをそろえていく必要もあるということを示されていたような内容を目にしたんですけれども、この連携につきましては、現在ではどのように進められているかお尋ねします。

○佐藤委員長 松崎室長。

○松崎デジタル化推進室長 お答えします。今現状考えてる標準化のガバメントクラウドの方式につきましては、県で統一ではなくて、県内で取手市と同じシステム管理業者のシステムを使用している約30団体、こちらと同じような方式で、現時点ではそのシステム

管理業者を通してガバメントクラウドを使用するというを想定しております。なので、そうすると市で単体で契約するよりも環境の構築にかかる経費とかが抑えられたり、あと先行導入を進めている自治体の情報など、そういったところの共有ができるというふうに考えております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解することができました。では最後、5点目でございます。この基本方針の中に国の財政支援が示されていまして、支援補助金が出るという内容が示されていると思います。本市も財政支援が受けられるのではないかと思いますけれども、その点につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。お答えいたします。ただいま海東委員から御質疑ございました件なんですけども、明確に国のほうから利用料に関する財政支援の内容というのは示されておりませんので、今回、一般財源での歳出予算の計上のみで、歳入の予算は計上していないという現状となっております。以上です——今後、情報が入りましたら、当然に計上していったり、もしくは国の負担という形になったりというところで補正という形になってくるというのは、想定としてはあります。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました、ありがとうございます。もし国のほうから示されましたら、ぜひ利用していただきたいと思います。よろしく申し上げます。こちらの質疑に対しては以上でございます。ありがとうございました。

続いて、大きく分けました2つ目でございます。予算書230ページ、説明書117ページ、消防施設の整備に要する経費について、お尋ねいたします。まず、1点目でございます。災害対応ドローンが配備されるということで説明書にも示されています。こちらのドローンにつきまして、機種を選定など、どのようにされたのか。540万円の計上がありますけれども、こちらの金額、台数などにつきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 中村次長——中村課長。

○中村消防本部警防課長 消防本部警防課の中村です。海東委員の質疑についてお答えいたします。今回の機種選定につきましては、災害対応ドローンを導入している消防本部総務の意見や情報を基に集約しまして、機体の飛行性能や強度性、送信機伝送関係、カメラの映像性能やバッテリーの駆動時間などの性能・機能面においては他社製のドローンを卓越していることから、今回、D J I社製のドローンを選定いたしました。積算根拠につきましては、予備バッテリーを含む機体の送信機、あとは熱画像を含む広角・望遠・レーザー距離計が一体となった高性能カメラ、あとは150メートルの高さからでも投光・照射が可能なサーチライト、500メートルの広範囲にわたり対応可能となる広報用のスピーカー、あとは災害時の変化にも——地形が変化しても、それに即座に作成ができる三次元立体地図ソフトなど、あとは機体の交換や修理の無償保証などを含めた、オプションを含めた積算となっております。配備台数につきましては1台となっております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ただいまの御説明で、ライトがついているということで、夜間の操行も可能ということによろしいでしょうか。それともう一点、カメラにつきまして、全天候カメラというところになると思いますけれども、夜間や雨が降ったときでも利用が可能ということによろしいでしょうか。

○中村消防本部警防課長 そのとおりです。

○佐藤委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 そのとおりです。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、御検討された中での購入・導入ということであると理解させていただきました。

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○海東委員 (続) では2点目でございます。配備に至る経緯でありますけれども、こちらの要因につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えします。消防災害対応ドローンの必要性は以前から感じておりましたが、やはり昨年の6月の双葉地区の水害が大きく影響しております。当時は無線や携帯電話による口頭での情報伝達をしておりましたが、正確な情報——災害情報を得るまでには時間を要しておりました。その後、職員個人所有のドローン映像を確認したところ、災害実態がより鮮明に確認ができましたので、ドローン導入の効果は高いと判断しまして、今回、予算計上させていただきました。以上となります。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。効果のほうもお話しいただきまして、ありがとうございます。やはり双葉地区でのところが非常に大きかったのかなと、そのように理解いたしました。3点目の効果のほうも先ほどお話しいただきましたので、こちらのほうは次に進めさせていただきたいと思います。

このドローンの操縦についてでありますけれども、操縦される方の育成であったりですか、なかなか難しい点があるのではないかなと考えます。非常に訓練をしていく必要もあるのではないかなと、そのように考えますけれども、操縦される方の育成という面ではどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○佐藤委員長 中村課長。

○中村消防本部警防課長 お答えします。操縦人員の管理体制につきましては、消防本部に在籍してますドローン操縦の経験者を中心にした運用アドバイザーとして操縦者の教育・訓練を行いまして、また総務省消防庁が開催してますドローンアドバイザー制度やあとは民間研修なども考慮しまして、可能な限り操縦人員を育成して図ってまいります。導入後も定期的に操縦者の訓練を継続してまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。アドバイザーの方ですとか来ていただいて、いろいろお勉強されたり訓練されるのかなと、そのように理解させていただきました。ぜひ進めていただ

きたいと思います。よろしく申し上げます。私からは以上でございます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、久保田委員。

○久保田委員 久保田真澄です。よろしくお願いたします。説明書 21 ページ、市民相談に要する経費について。相談種別の回数は適正かというところで、先ほど長塚委員の中でお答えのほうはお聞きし、大体分かりました。で、その中でも、この市民相談一覧の中に市民相談（常時）というところがあるんですけども、これは窓口というのどちらになるのでしょうか。

○佐藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 市民協働課、海老原と申します。この表の一番下の市民相談（常時）というのは、市民相談係の——市民相談課のほうに窓口に来られた方が、直接口頭で相談を受けた場合と、それから電話による相談となっております。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 その相談内容によって、またその担当課のほうにつながりますかね。

○佐藤委員長 海老原課長。

○海老原市民協働課長 委員おっしゃるとおり、担当課のほうにつないだり、専門的に相談したほうがいい場合には、そちらの専門的な相談機関を紹介しております。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。ありがとうございます。続いて、防災——説明書 30 ページ、防災訓練に要する経費について。先日、双葉地区の災害を受けて避難訓練が行われましたけれども、今後の避難訓練の予定について、特に冬場の避難訓練などについてお聞きします。

○佐藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心対策課、真田です。お答えいたします。令和 6 年度の避難訓練の予定としましては、今定例会の根岸議員からの一般質問でも答弁させていただいておりますが、訓練実施を希望される自主防災組織のほか、こちらから組織を指定して訓練実施をお願いさせていただくことを検討しております。その中で、自主防災組織との打合せの中で冬場を想定した避難訓練実施の要望をいただきましたら、それに対応していただく方向で考えております。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 冬場の避難訓練の要望というのは、暖房機器ですとか、そういったものというのは用意されるのでしょうか。

○佐藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 このたびの 2 月の訓練でも用意しましたけども、冬場については、そのような形で用意したいと思います。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○佐藤委員長 次に、古谷委員。

○古谷委員 古谷貴子です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、防犯に要する経費について質疑いたします。先ほど関川委員のほうからもありましたけれども、防犯についてちょっとかぶるところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。まず一つ目、説明書 19 ページ、防犯パトロールの拠点となる防犯ステーションの防犯に関する取組と実績ということなんですけれども、防犯パトロールのステーションが、今現在 2 か所ございます。3 名体制で防犯パトロールを行ってくださっているということで、私たち市民からしますと、その拠点があるということで、それだけでも子どもたちもとても安心感があると思います。この防犯ステーションの防犯に関する現在の取組と実績についてお伺いいたします。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。ただいまの質疑にお答えします。委員からのおっしゃるとおり、現在防犯ステーションのほう、警察官 O B の中で 10 名、1 か所 3 名の勤務体系で、月曜日から金曜日の 14 時から 19 時の間に勤務しております。現在の取組ですが、2 か所の防犯ステーションを拠点に、防犯活動推進員による登下校時の見守り活動や徒歩によるパトロール、青色防犯パトロールカーを使用したパトロールを実施しております。実績に関しましては、数値で示すことはちょっと難しいところなんですけれども、犯罪の抑止につながっているという認識でおります。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。今後も本当に安心安全のまちづくりにとっても大事なことだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。2 つ目の防犯カメラの設置の基準なんですけれども、先ほどもありましたように——関川委員のほうからもありましたように、この設置の基準ということで、移動の多い場所というお話がございました。この移動の多い場所というよりも、もしかしたら暗い——夜道が暗いところとか、人気のないところなんかもすごく大事なんではないかと思うんですけれども、市としてのこの設置の基準というのはどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。明確な基準については定めていないところであります。先ほど申したとおりなんですけれども、毎年警察と協議した上で、現時点で交通量が多い幹線道路、主要交差点等、事故発生が予想される場所、先ほど申したとおり人通りが多い駅付近、駐輪場など、犯罪発生が予想される場所等を目安に選定をしております。現時点で 46 か所 100 台、主要なところは設置したという認識で、今後、要望に従って別な場所などは警察と協議した上で選定してまいりたいなどは思っております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。現在でも、ちょっと暗い路地裏等の方からも、防犯カメラ設置の要望が届いているんですけれども、先ほども新設というお話がありました。今後の増設の可能性といいますか、増設をしていっていただきたいんですけれども、先ほどお話がありましたんですけれども、ほかに要望があったところに対しての防犯カメラの

設置はできるのでしょうか。

○佐藤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。令和6年度の追加については、現在検討はしていないところなんですけれども、今後、予算の関係はありますが、要望の場所・理由、あと犯罪の発生状況等に応じまして、警察と協議して設置の必要性を判断しながら、設置台数、増設なども含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。ぜひ御検討よろしくお願ひしたいと思ひます。では、次の大きな項目に行きたいと思ひます。新婚——結婚新生活支援事業に要する経費についてということで、説明書25ページになります。ここでございますように、取手市としましても、人口減少、それから非婚、晩婚化、少子化等が言われております。その中で結婚新生活支援事業ということが挙げられておりますが、この結婚新生活支援事業の補助の実績と効果についてお願ひいたします。

○佐藤委員長 高中課長。

○高中政策推進課長 政策推進課の高中です。お答えいたします。まず実績というところなんです、昨日3月12日時点で22件の申請をお受けしております。また効果ということなんです、この制度を利用された方にアンケートを行っておりまして、この補助金が結婚に伴う経済的不安の軽減に役立ったと——役立ったかという設問をつくっております。これに対しまして、役に立ったという回答が9割以上を占めているということもございまして、効果があったのではないかと考えております。また、こうして関連としましては、本市における若い世帯の転出の抑制と転入の促進にもつながっていると考えております。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。この質疑は終わりにいたします。

○佐藤委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野太一です。どうぞよろしくお願ひいたします。まず最初に、職員研修に要する経費についてお聞ひいたします。この研修に対して、研修内容の選定方法をお聞ひさせたいと思ひます。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課、軽部です。佐野委員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思ひます。まず選定方法ということですが、職員研修につきましては、大別しますと、予算書にも記載しておりますとおり、庁内研修と派遣研修、この2つに分けて計画をしております。ただ、庁内研修は新採職員を対象とした研修や、また人事評価研修等の階層別研修のほか、社会情勢を踏まえてハラスメントやメンタルヘルス研修、またライフプランセミナーやイクボスセミナー等を継続的に計画しているところです。また、派遣研修のほうでは、茨城県内や常総地方広域の自治体職員を対象に、関係機関が実施します多様な研修カリキュラムに職員を指定し派遣しているほか、また民間等の研修機関を活用し、職務や業務に精通した専門的知識の向上のために、職員自らが希望する研修にも積極的に派遣を行っているところです。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。これ、人事課のほうから指定してる研修と、あと各課から要望が上がって行く研修とあるというふうに認識しておりますが、間違いはないでしょうか。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えさせていただきます。委員のおっしゃるとおり、研修につきましては、庁内研修についてはおおむね指定——人事課のほうで職員を指定させていただいております。また、派遣研修——庁外への派遣研修につきましては、指定するもの、また本人——募集するもの、また本人の希望によって、こちらが参加を認めて派遣するものというふうになっております。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 これ、研修というのはすごくいいことで、非常に行っていただきたいと思うんですけど、これを受ける——受けたい人、受けるべき人、これ対象者というのはどういうふうを選定してるのでしょうか。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。ちょっと重複する回答になってしまうんですが、例えばハラスメント研修であったりメンタルヘルス研修、こういったものは全職員に受講機会を与えるという目的を持っておりますので、管理職から段階を下げて、毎年継続的に実施をしております。また、庁内の人事評価研修であったり、また常総地方広域が実施する共同研修のように研修対象を階層別としている研修や、またライフプランセミナーやイクボスセミナーのように実施の目的が特定される研修、こういったものにつきましては——また、各職員の担当業務に精通した研修等につきましては、人事課のほうで受講職員を指定しているという状況です。また、このほかにも個々の職員の希望に基づいて、各種専門研修や市町村アカデミー研修などの派遣も実施しております。こちらにつきましては、本人希望という中で、そちらの意向に極力沿って積極的に派遣をしているところです。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。一般職員というのは正職員、これ、正職員以外の例えば会計年度職員ですか臨時雇用の方だとか、こういった方も含まれるのでしょうか。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。まず職員研修に要する経費につきましては、決して正規職員のみを対象として計上している経費ではございません。ただ、なかなか庁内研修につきましては、どうしても実施回数であったり、また受講を受けられる人数に限りがあるため、どうしても正規職員を優先的に指定するような形になっております。ただ先ほど言いました希望研修等につきましては、これは所属長からの——を通じて、会計年度任用職員の方にも受講いただく必要性、またそういった機会を設ける必要がある場合には、人事課としてはそういったものも積極的に受け入れております。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 じゃあ、本人からもし申出があれば、正職以外の方が受けたいといった場合も、上司の方というか——の判断で受けさせるということは可能ということでしょうか。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 最後の研修の取組なんですけど、研修というのは受けただけではよくないというか、やっぱり次にそれを何につなげていくかということが大事だと思います。この研修後の取組でちょっと、特に、今イクボスセミナーというのをやってると思うんですけど、これ前回もあると思います。イクボスセミナーに関しては特に取組なんかが重要で、イクボス宣言とか何かそういうを行っている自治体や、そういった企業さんとかも多いというふうに聞いておりますけれども、このイクボスセミナーに関して——以外も含めて、研修後の取組はどういうふう考えられているのでしょうか。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。佐野委員のおっしゃるとおり、研修で学んだ知識また技術には、職務遂行能力の向上となって成果に表れるまでには、どうしても一定の時間を要することとなります。また、研修で得た意識啓発はすぐに業務の取組に移すことができるため、意識啓発を主とした研修などは、特に窓口業務における市民対応などの効果に現れやすいものとなっております。ただ、おっしゃるとおり、例えばイクボスセミナーのように、全職員が知っていただく必要、理解していただく必要があるような研修については、そういったものをその研修の——テキストという形ではないんですが、そういったものを人事課のほうから例えば全庁的にメールで配信したり、例えば、今実際しているのは、ハラスメント研修——ハラスメントに関する研修に対してDVDを購入しまして、それを電子書庫のほうに入れて、職員が閲覧できるような形で特定の職員——その受講した職員だけではなくて全体的な——職員全体的にそういったものの理解を深められるよう対応しているところです。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 これ特に制度として何か導入してるとか、そういった取組というものというのは特にこのセミナーの中では、研修の中ではございませんか。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 すみません。制度というのはどのような……。

○佐野委員 例えばイクボスなんかはイクボス宣言……。

○佐藤委員長 指名してから。

○佐野委員 ごめんなさい。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 例えばイクボスなんかはイクボス宣言というのをして、職場が制度として活用して全庁で取手市であったらやっていくというような、取組を組織として運営していくというようなやり方を取っているような実態があると聞いてるんですけど、取手市では特

にそういったことは今現在はないということでしょうか。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。イクボスに対する推進というところについて、制度という形ではありませんけれども、逆にどちらかというところではイクボスセミナーは、その上司が部下に対してそういった——例えば子育てと仕事の両立というところで、それを職員側から、希望がなくてもそういったものを推奨していくための、そういった理解をするためのセミナーとなります。そして逆に職員側——要は部下のほうは、それを上司に伝えやすい環境をつくる必要があるというふうに考えております。そういった中で、当然その上司に——全庁的にイクボスという中で、仕事と子育ての両立の中で、例えば子育てに関する休暇であったり、そういったものを全体的に理解いただけるようなものを人事課のほうでは配信しております。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。認識は理解させていただきました。こちらの質疑は以上で次に参ります。広報発行に要する経費について。政策情報紙についてです。これは政策情報紙というふうにならうたってるんですけども、以前からあります「薬（ひこばえ）」との違い、位置づけは同様でしょうか、お聞きいたします。

○佐藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、立野でございます。御質疑に答弁いたします。「薬（ひこばえ）」との違い、位置づけとの御質疑でございますが、発行回数は違いますが、これまでの政策情報紙「薬（ひこばえ）」と同様の位置づけで考えております。以上でございます。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 今、発行回数の変更ということで違いはあるということでお聞きしましたが、これ発行回数の変更の理由を教えてください。

○佐藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 お答えいたします。これまで発行してまいりました政策情報紙は、年3回、定期的に発行し、市政協力員の皆様の御協力で配布していただいておりますが、これまでの議会においての御意見や市政協力員の皆様の配布の負担軽減を考慮し、可能な限り広報とりでの紙面内での対応を基本として、年1回の発行で予算を計上させていただいたところでございます。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。そうすると、これ、やっぱり個別の発行というのが必要と考えていると思うんですけども、広報とりでの中に、例えば入れ込んで、政策情報版、もしくは政策情報ページというような形でページを増やすとか、そういったようなやり方もあったかと思うんですが、年1回で個別発行するということを決めた理由を教えてください。

○佐藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 広報とりでにつきましては、市の政策やお知らせ・イベント

や市内の出来事など、市民の皆様身近にタイムリーな行政情報を多く掲載してごさいます。一方、政策情報紙では、重要施策やプロジェクト事業などを掘り下げて分かりやすく紹介してごさいます。広報とりでにおいても、重要施策やプロジェクト事業の情報をお知らせいたしますが、限られた紙面に掲載できる情報には限りがございます。より多くの紙面を——より多くの紙面を割いてお伝えすべき情報については、適切な時期に政策情報紙を発行してお知らせしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。こちらについては——これ何か政策情報紙の名前とか名称というのは、もう決まってるんでしょうか。

○佐藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 これまでの年3回定期的に発行してまいりました政策情報紙「薬（ひこばえ）」でございますが、それは年3回ということで定期的に発行していたことから、表題を「薬（ひこばえ）」とさせていただきますが、今後につきましては、不定期で年1回程度ということで考えておりますので、表題を改めて設定せずに進めてまいりたいと現状は考えております。以上でございます。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。こちらの質疑は以上になります。続きまして、防災施設等の整備に要する経費についてお聞かせいただきたいと思っております。防災ラジオの購入なんですけれども、こちら、ちょっと市民の方からもよく言われるんですが、電池の消耗についてです。お声などをちょっと拾いますと、「3日間ぐらいしか電池がもたない」というようなことで言われる方が結構いらっしゃるんですけども、認識としてはどういふふうにお考えになられてるでしょうか。

○佐藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心、真田でございます。お答えいたします。御質疑の防災ラジオの電池につきましては、委員おっしゃるとおり、3日間で消耗する旨、貸与時に申込者へ説明させていただいた上で、万が一の災害に備えて、平常時は原則ACアダプターによる接続で使用していただくことをお願いしております。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。お渡し時に説明をしているということで、通常は電池の予備を備蓄していくという自助の体制が重要だと思うんですけど、やはりそれができない方とか、ちょっと切らしちゃった場合とかということを見ると、電池の消耗というのはもう少し長くないのかなというところで、次なんですけど、これ防災ラジオの現在の製品、例えば電池寿命を延ばす……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○佐野委員 （続）性能のいいものとか、そういったものはありませんでしょうか。

○佐藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。防災ラジオ本体の見直しなんですけども、昨年の予算委員会において関戸委員から同様の質疑をいただいております。

も、本市の導入できるラジオの、いわゆる 280 メガヘルツ同報システムが利用できるラジオの状況としては現在も変わりありませんので、ぜひ皆様には予備の電池を御用意いただいて、万が一に備えていただければと考えております。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうしますと、今現在、今使っ——使用しているラジオ以外に該当するラジオは存在していないというのは変わらないということで、もう一度すみません。

○佐藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 昨日これを展開しております東京テレメッセージ株式会社さんのホームページのほうを確認をしたんですけども、現在のところ、ほかの製品は出ていないという状況でございます。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 もし性能が変わるような製品が出てきたり、例えば新機能がついたりとかいうような製品が出てきた場合は、それを検討するという事は、ありということによろしいでしょうか。

○佐藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 製品の値段等も含めながら検討していく価値は十分あるかなと考えております。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 防災ラジオはやっぱりいま一つ広がりがないので、どんどん広げていただくような周知も含めて、電池の件とか、こういったものももしあれば私もやっていきたいなと思うんですけど、この防災ラジオに関しては、今現在、周知方法の変更とかはないでしょうか。

○佐藤委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。現在ご案内のとおり、防災マップであるとか広報紙・ホームページ等でやっております。先日、今年から——これまでもやっていたんですけども、さらにバージョンアップということで期日前投票の際に、私どもの安全安心対策課が期日前投票の市役所での投票所の目の前というところがありますので、そこに新たにモニターを設置して、より分かりやすいような形で周知をしてしましたところ、少し申込み件数が増えたというような実績もございますので、そういったことも含めながら様々検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○佐藤委員長 鈴木部長。

○鈴木総務部長 総務、鈴木です。今の真田補佐の補足答弁させていただくんですが、いろいろな周知の方法の一つとして、去年の10月の福祉まつりにも安全安心課の——安全安心対策課の職員出向きまして、実際にそこに来るお客様に見ていただいて、すぐにそこで申し込んでお渡しできるということを始めました。また、間もなく3月16日のにぎわいフェスタがあるんですけども、そこにも出向きまして、そこで見ていただいて、聞いていただいて、御希望があれば申請書を書いていただいて、その場でお渡しするといったこともこれからどんどん広げていきたいと思っております。以上です。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。大変よろしいかと思えます。ありがとうございます。質疑、以上になります。

○佐藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。シティプロモーションに要する経費のところで、説明書の24・25ページにわたるんですけども、全協のときに財政部のほうから概要というところを頂いて参考にしてるんですけども、そこでシティプロモーションサイト更新業務委託料が「新規」というふうになってたものですから、これってどういうことなのかなというのをまずお聞きしたいと思うんです。更新ということは、引き続きということよね。

○佐藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、立野でございます。御質疑にお答えいたします。今回計上させていただいたのは、これまでございましたシティプロモーションサイトに新たに移住とかそういったコンテンツを追加するというので、リニューアル——プチリニューアルみたいな形のを考えているものでございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 新たに取り入れるというふうな、ちょっとそういう意味合いに取れて、おやっと思ったんですけども、説明書のほうを見ると、シティプロモーションサイトの運営関係費だとかというふうに入っていて、そしてサイトの更新業務ということで改めて別建てで予算化されてるということで、その辺を改めて深めるというか、これ委託先というのは違うんですか、そもそも。

○佐藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 お答えいたします。まず具体的に来年度実施いたします改修内容を御説明させていただきます。来年度はシティプロモーションサイトに移住・定住のコンテンツを追加し、移住を考える方に取手での暮らしをより実感していただけるよう情報を掲載してまいりたいと考えております。具体的には、家族構成や住宅形式などによって平均的な生活費が分かりやすく試算できるような仕組みを追加いたします。あと住宅の取得補助などの補助金情報と合わせて掲載することで、移住先の候補地としての上位化を図り、取手に引っ越すことをより具体的に検討していただけるようなページづくりを考えております。また、サイトへの投稿をInstagramに連携する仕組みを追加し、特に若年層への利用率が高いInstagramとの連携を取り入れることで、若年層への情報発信を強化していくことを考えて計上させていただいているところでございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 これまでシティプロモーションというと、何かこう政策を、取手のアピールをして、そういったところで人を寄せ——人を引きつけるというか、そういう意味では、政策的な意味合いというのがすごく私は受け止めてたんですけど、その辺——そういう認識ではよかったんですよね。それを新たに今回取り入れるということですか、定住何か。

○山野井委員 通告にないですよ。「効果実績」と書いてあるのに、効果の実績聞いてくださいよ。

○遠山委員 実績あるわ。

○山野井委員 違うでしょう。だって導入に対しての背景を聞いているわけであって、そこは聞きたくないですよ。

○佐藤委員長 もともと効果実績というふうに通告が……。

○遠山委員 改めて、関連で説明してください。私ちょっと認識違ってたのかなと思って……。

○佐藤委員長 遠山さん。通告的に……。

○遠山委員 今、手挙げてたんですよ、説明、果たしてください。

○佐藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 政策的——委員ご質疑の政策的なものというのと、やはり今うちのほうではホームページとシティプロモーションサイト、2つを運営させていただいております。もちろんホームページなんかは政策的なものも加わっておりますし、今回シティプロモーションサイトというのは、市民の皆様が投稿して、市の魅力的な場所を投稿していただけるようなカテゴリーがございます。そういったものをよりほかの方にも、市民目線での取手のよさを出していきたいという思いを込めての改修部分でございます。以上でございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると、これまでのシティプロモーションの取組でその実績を積み重ねてきて、今改めて、人口——移住・定住関連にということにつながってきているということなんでしょうか。それが、私質疑で出してる効果実績につながってるという認識でいいのでしょうか。

○佐藤委員長 立野課長。

○立野魅力とりで発信課長 効果実績ということでございますので、また改めまして説明させていただきますと、シティプロモーションサイトでは、現在、取手で暮らす、取手のアート、取手を楽しむ、取手を味わう、取手を語るの5つのカテゴリーから構成してございます。それぞれのテーマに即した情報を掲載し、また、市民から頂いた魅力情報の投稿をフェイスブック及びX（エックス）に連動して掲載される仕組みとなっております。今年度の効果実績といたしましては、2月末現在でございますが、サイトへの市民の投稿数が56件、閲覧回数が12万7,772件でございます。閲覧回数につきましては、昨年度の9万7,720件と比較して約3万件増加している実績でございます。以上でございます。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 実は私もX（エックス）、登録はしたんですけどね。大分そういったところでは市民にも周知というか、認識深めてるといえるか、広がってるということで認識いたしました。

次の各部署の残業について、職員の皆さんの働き方という点で質疑をいたします。資料もお願いしまして出していただきました。ありがとうございます。ただ、残業時間数をまとめた形で、その部ごとで——部署ごとで出していただいたんですが、やっぱり業務内容

とか、時に何か起きた場合など、あと、いろいろ3年ごとに計画をつくり直したりという、今本当に業務内容が昔の役所の時代とは違うなど、私も大変だろうなというふうに認識してるんですけども、その部署ごとでちょっと違いがあると思うんですが、その辺も含めて、この資料の過去5年間推移をとということで出していただいたんですが、その辺からちょっと説明を改めて伺います。どんなふうに受け止めているんでしょうか。やっぱり部署によっては違うと思うんですけど。

○佐藤委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 人事課の山下です。お答えさせていただきます。資料のほうには各部署の残業時間というふうな形で出させていただいているんですけども、例えば大きいもので挙げれば、例えば災害対応ですとか、あと選挙事務などについては大きなウエートを占めるかなというふうに考えております。また先ほど委員のほうから御指摘いただきましたように、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化が進んでおりますので、各課の業務が煩雑化・複雑化しております。その中で、職員の業務量自体はどうしても多くなってくる傾向かなとは思いますが、時間外を縮減するというところで取り組んでいるところでございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね。だから年度ごとに、ちょっとこう——ばらつきと言ったら何なんですけど、その年によっては多少違いが出てくるんだなというふうに受け止めています。でも大分、働き方というところでは改善しつつあるというふうに私も認識はしていますんで、その辺は分かりました。ただ、それに見合ったその人員配置というか、いつとき、何でしたっけ——財政大変、社会情勢・経済情勢大変だというときに、人数——新規採用は抑えるという、そういう時代もあったということも踏まえると、今随分、少しずつ採用して満たしてきているのかなとは思いますが、今年は12人新規採用されたという、——予算書の298ページからすると、前年度との比較で12名というふうにあるんですけど、これは新規採用者が12名いたということで、単純によろしいでしょうか。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課、軽部です。遠山委員の御質疑にお答えをさせていただきます。今年度の——今年度というか、来年度4月1日入庁予定の新採職員につきましては、消防職も含めて29名入庁の予定となっております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 それは退職者数との整合性というか、その辺もちょっと報告お願いします。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。毎年、職員の次年度の人事配置につきましては、政策推進課のほうで組織機構ヒアリングという形で各所属長と、例えば現状の課題であったり、次年度の課題、またその対策等について聞き取り等を行って、次年度の各課の配置人数をおおむね定めまして——定めというか精査しまして、その上で人事課がその当該年度の退職者数を見据えて、そこに充足するように職員採用を図っている——採用を行っているというような状況です。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうすると、消防署のほうでは今年3月で何人……

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 退職者数いるのか、それで新規は何人なのか、採用は何人なのかというところもちょっと報告願います。

○佐藤委員長 岡田消防長。

○岡田消防長 消防本部、岡田です。遠山委員の質疑にお答えさせていただきます。消防職員、今回10名ほど退職されまして、それで新規職員が10名ということで。定年退職者が6名いまして、あと普通退職が4名【「定年退職者が6名いまして、あと普通退職が4名」を「60歳を迎え、今年度末での退職者が6名、勸奨退職者が3名、普通退職者1名」に発言訂正】ということで10名となっております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですか、分かりました。で、人員配置等の課題というところで伺います。常々私も取り上げてきてるんですけど、職員の専門性が求められる、今そういうときだと思ふんです。そういう意味では、有資格者等の適正配置になっているのかというところを、改めて確認といいますか、伺います。

○佐藤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 お答えをさせていただきます。今までも議会の議員の皆様から、職員の配置、また採用も含めて、スペシャリストを養成するのか、ゼネラリストを養成していくのかというような御質問を何度かいただいているかと思ひます。そういった中で、これは双方、両方必要であるというふうに考えておまして、そういった御答弁もさせていただいているところです。そういった中で、当然その専門性の高いものについては、当然そういった——例えば入庁する前にそういった経験を持った職員であったり、そういったもののできる——できる限り、当然、競争試験になりますから、全てそれを優先してという形にはなりませんけども、そういった職員を採用したり、また、そういった知識を持っている職員を適材適所という中で配置して、より市の行政の活力にしていきたいというふうに考えて、今配置を行っているところです。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 引き続き、その方針でお願いしたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。これで、議案第29号のうち、議会費、総務費、消防費について、質疑を打ち切ります。

執行部が入替えのために、10分間休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時51分開議

○佐藤委員長 それでは、再開します。

次に、民生費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際に部署名と名前を一度述べてから発言を願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。質疑通告順に質疑を行います。6人の委員から通告がありました。

まず最初に、長塚委員。

○長塚委員 まず、こども計画策定に要する経費について。説明書の56ページになります。そちらの通信運搬費・委託料の詳細についてお伺いいたします。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。こども計画策定に関する通信運搬費につきましては、アンケートによる意識調査実施にかかる郵便料金となります。また委託料につきましては、意識調査内容の策定、さらには意識調査結果の集計分析や人口推計業務等における人件費、印刷費、交通費などとなります。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 先ほど、通信運搬費のアンケートのほうで郵便料とありましたが、こちらはインターネット等でアンケートを徴集するという予定はないのでしょうか。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑に答弁させていただきます。そちらについても検討はさせていただきましたが、現在のところ通知によるアンケート調査を実施予定でおります。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 次に、こども計画策定に向けたスケジュールについて、お伺いいたします。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑に答弁させていただきます。年間のスケジュールにつきましては、現在のところ、令和6年度のなるべく早い時期に委託契約を締結し、市内の小中学生とその保護者や、15歳から39歳の範囲から無作為抽出した方への意識調査に必要な作業を着手いたします。その後夏から秋にかけては、意識調査結果を基に、庁内で関連する部署も含めまして調整を行います。また、それに並行して、子どもからの意見を直接聴取する機会といたしまして、こども会議などの開催も予定しております。現段階では、アンケート結果の分析、その後の庁内調整、さらには直接の意見聴取の機会をどのように実施するかなどを委託業者や庁内関係部署との調整が必要な事項が多いことから、変動する要素が多く、明確なスケジュールをお示しすることができませんが、可能な限り迅速に作業を進め、年度内には児童福祉審議会へ諮問することまでを予定しております。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 委託先というのはもう選定は幾つかあるのでしょうか。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 ただいまのところ、まだ検討段階中でございます。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 計画策定に向けて、審議会等は立ち上げる予定はないのでしょうか。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑に答弁させていただきます。取手市では、取手市児童福祉審議会設置条例の第3条第1項の2におきまして、「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に係る調査審議」(OK)とありますので、この審議会の中で慎重に協議いたします。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。この件は以上です。次に、民間保育園運営に関する経費について、説明書の61ページになります。病児・病後児保育事業を行っている2園の補助金が、稲保育園では前年比マイナス約100万円、どんぐり保育園では前年比プラス約76万円となっていました。このコロナ5類に移行後、子どもの感染症がかなり増えていて利用者が増かと思っていたんですが、この金額の差異に関してちょっとお伺いいたします。

○佐藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 子育て支援課の飯塚です。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。コロナ5類になったということで、確かに利用者につきましては増えているのかなと思うんですけども、そうですね、稲保育園とどんぐり保育園のほうで、事業所に事業補助金がございます。こちらちょっと差異がございますので、その内容につきまして答弁させていただきます。まず、当初予算ベースで稲保育園が543万4,900円、どんぐり保育園が879万4,900円、こちらの差異が336万円ございます。どちらも国の子ども・子育て支援交付金の制度となっております、事業内容と利用者数により支給額に差異がございます。どんぐり保育園は病児対応型保育、稲保育園は病後児対応型保育となっておりますので、基本額が相違しております。また、どんぐり保育園の病児対応型保育は、年間の利用児童者数が多いということから、利用人数に応じた加算がありますので大きく差異が生じているということになります。以上となります。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。あと、どんぐり保育園のほうでは、ネット予約サービス「あずかるこちゃん」(OK)というサービスが始まっているようなんですけど、これ稲保育園のほうでは始める予定はないのでしょうか。

○佐藤委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。どんぐり保育園さんのほうには導入が始まっているんですけども、稲保育園さんからの、今のところ相談がございませんので、今のところ導入というのは予定しておりません。以上となります。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。この件については以上です。

次に、ひきこもり対策推進事業に要する経費について、説明書の40ページになります。まず、ひきこもり相談支援業務委託料の内訳と詳細について、お伺いいたします。

○佐藤委員長 下田次長。

○**下田福祉部次長** 社会福祉課、下田です。お答えさせていただきます。当市のひきこもりの相談支援といたしましては、社会福祉協議会のくらしサポートセンター、こちらを当市のひきこもり相談の第一次窓口として、令和2年度から委託により実施をしているところでございます。御質疑の、まず内訳といたしましては、事業費の諸謝金費と事務費の印刷製本費などがございます。諸謝金費につきましては、ひきこもり支援に特化した活動をされている2つの団体、こちらにスーパーバイザーとして定期的に来所していただくための謝金となります。もう一つの印刷製本費、こちらにつきましては中学校卒業生及び保護者に対して配布するチラシ等の作成経費になっております。以上でございます。

あと――続きまして、申し訳ございません。詳細というところの御質疑に対してお答えをさせていただきます。今年度の取組状況について御説明をさせていただきます。くらしサポートセンターでは、相談員4名がひきこもりの相談に当たっております。また、先ほども申し上げましたが、ひきこもり支援に特化した活動をされている2つの団体に定期的に来所をしていただきまして、直接相談に当たっていただくほか、くらしサポートセンター職員に対しての助言・指導をいただいているというところでございます。また、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域若者サポートステーションなど、関係機関との連携を図りながら支援に当たっているというところでございます。相談以外の取組といたしましては、福祉部職員及び地域包括支援センター職員を対象とした研修会などを実施いたしました。また、教育委員会と連携し、中学校卒業生向けのポストカードと保護者向けのチラシを作成し、配布をしたというところでございます。以上でございます。

○**佐藤委員長** 長塚委員。

○**長塚委員** 先ほど、2つの団体に来所いただき、アドバイスをいただいているとおっしゃっていただいたんですが、その頻度と――頻度については、どのようになっているんでしょうか。

○**佐藤委員長** 下田次長。

○**下田福祉部次長** お答えいたします。一つの団体につきましては月に3回、もう一つの団体につきましては月に4回というような頻度でお越しいただいているという状況でございます。

○**佐藤委員長** 長塚委員。

○**長塚委員** 分かりました。近年、ひきこもりの方が増加しているということで、内閣府の調査でも推計146万人ということで、コロナ禍以降かなり増えていると認識しているんですが、今後、対策推進ということではどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○**佐藤委員長** 下田次長。

○**下田福祉部次長** お答えいたします。今委員からもございましたとおり、内閣府が公表した推計によりますと、15歳から64歳の国民の約2%に当たる146万人という数字がひきこもり状態にあると公表されております。この数字を基に、今年令和6年1月の当市の15歳から64歳までの人口から2%を掛けて計算しますと、1,178人という数値になります。あくまでも推計値となりますが、1,000人を超える方が当市にも潜在しているという思いを持って取り組んでまいりたいと思います。ここで、令和2年度からスタートした事

業ということで各年度の新規相談者の数字を見てみますと、令和2年度に18人、令和3年度13人、令和4年度26人、今年度2月末現在で16人という状況から、ひきこもり相談の第一次窓口として機能しているものと捉えております。しかし、このひきこもり支援に関しましては、相談者の置かれている状況や、ひきこもりの年数によっても支援方法が違い、また本人に困り感がない場合など、そのときには支援を拒むことがあったりトラブルに発展したりというような難しいところもございますけれども、今後も相談者に寄り添い信頼関係を構築しながらの支援に、現在取り組んでいるところでありますので、まずはこの取組を継続してまいりたいと思っております。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 ひきこもりの方が増えていくと、生活困窮者自立相談支援というところも関わってくるかと思うんですが。先ほどの職員のスキル向上のためにアドバイザーを受けていらっしゃるということなんですけど、生活困窮者自立支援相談のほうに職員の方をつなげるということはあるのでしょうか。

○佐藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。まず、くらしサポートセンター自体が生活困窮者支援事業で行っておりまして、そこで4名の相談員がついているという状況でございます。ですから、くらしサポートセンターの中で生活困窮者に対する相談も乗っておりますし、その一つとして、ひきこもりですとかニートなんかも合わせて相談に乗っているというような状況でございます。必要に応じて福祉部各課のほうにつないでいるという状況でございます。以上でございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 これで質疑は以上になります。

○佐藤委員長 次に、海東委員。

○海東委員 よろしく申し上げます。大きく分けました1つ目でございます。予算書127ページ、説明書54ページ、子ども・子育て支援——失礼しました、子ども・子育て事業に要する経費につきまして、お尋ねします。再来年度、第三期子ども・子育て支援事業計画に移行されるということでもあります。計画の策定に向けられまして進められていることと思えます。その中でお尋ねしたい内容が、計画策定の業務委託でございます。312万4,000円予算計上されてはいますが、こちらはどの部分を業務委託されるのか、具体的内容・内訳などにつきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。海東委員の御質疑にお答えさせていただきます。策定業務の内容につきましては、計画策定に必要な業務のうち、アンケートによるニーズ調査業務と計画の策定業務となります。内訳としましては、ニーズ調査業務の主なものがアンケートの集計や分析、調査結果報告書の作成、児童福祉審議会のサポートなどにかかる人件費で、計画策定業務に関する主なものが計画の素案の作成、計画書の作成にかかる人件費と交通費、また調査用紙や封筒の印刷費が重立ったものとなります。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。主に調査事項というところで受け止めさせていただいたところなんですけれども、この業務委託以外の部分が市のほうでの対応ということになりますでしょうか、お尋ねします。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 市のほうでも会計年度などを雇用しまして、そういった部分についてサポートしております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解することができました。では、こちらの点、2点目なんですけれども、次年度、令和6年度——今年度と引き続きになるのかどうか分からないんですけれども、この委託先につきましてどのように選定をされましたでしょうか。この点につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑にお答えさせていただきます。今、委員おっしゃりましたように、昨年度から今年度【「昨年度から今年度」を「令和5年度から令和6年度」に発言訂正】、2か年で立てる計画でございまして、昨年7月の指名委員会では5者選定をさせていただき入札通知を郵送いたしましたでしたが、辞退業者が4者となってしまったため、取手市の入札の心得、第10条3項によりまして、入札を中止いたしました経緯がございます。その後、追加で5者ほど見積りの提出を御依頼させていただきましたが、予定価格に達しなかったため、1者での随意契約による見積り合わせを実施いたしました。以上でございます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました、4者辞退されたということで。そうしますと、入札が行われなかったというところで、そちらのほうに決まったということよろしいでしょうか。

○佐藤子育て支援課長 はい。

○海東委員 分かりました。こちらの点は以上でございます。では、大きく分けました2つ目でございます。予算書133ページ、説明書58ページ、在宅障害児福祉手当支給に要する経費についてお尋ねいたします。まず1点目でございます。手当の支給額5,000円でございますけれども、近隣自治体を調べますと、取手市は、本市は非常に手厚いと感じています。本市のこの金額につきまして、根拠などにつきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 石橋補佐。

○石橋障害福祉課長補佐 障害福祉課の石橋でございます。海東委員の御質疑にお答えいたします。支給額につきましては、取手市在宅障害児福祉手当支給条例、こちらのほうで障がい児1人につき月額5,000円ということにしております。こちら茨城県で在宅障害児福祉手当支給費補助金交付要綱ということで、この事業に対して補助要綱がございまして、そちらでは月額3,000円ということになっておりますが、市のほうで2,000円を加算して月額5,000円としております。以上になります。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ありがとうございます。要綱のほうでは3,000円ということで、市のほうで2,000円上乗せしてというところだと思うんですけども、ほかの近隣を見ても3,000円というところが多かったかな。2,000円というところもありましたけれども、本市は2,000円上乗せしているということで、この2,000円上乗せしている、その理由といますか、要因など、もしあればお尋ねしたいと思います。お願いします。

○佐藤委員長 石橋補佐。

○石橋障害福祉課長補佐 お答えいたします。過去に県の要綱のほうで減額しているような年度がございまして、取手市としてもそのあたりで減額の際に検討を重ねた結果、やはり引き続き5,000円ということで支給を続けましょうということで、現在も支給をいたしております。以上となります。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。こちらの点は十分理解することができました。ぜひとも、この5,000円は維持していただきたいと思います。2点目でございます。対象となります方の要件、資格などにつきましてお尋ねします。こちらのほうも、ほかの自治体、近隣自治体を調べる限りでは、自治体によりまして様々でありました。本市のほうは、この対象となる要件につきまして、ほかの自治体に比べますとやや狭いようなところも見受けられました。本市のほうの、この資格要件というのはどのようなところから検討されているのか、その点につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 石橋補佐。

○石橋障害福祉課長補佐 お答えいたします。こちらの支給要件につきましては、やはり条例のほうで定めているところであります。先ほども申し上げましたが、県の要綱のほうで、身体障害者手帳、それから療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳、こちらのどの等級に該当する方ということで設定をしておりますので、そちらの等級のほうを市のほうは踏襲して支給要件というふうにしております。以上となります。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。要綱のほうに基づいてというところでありますけれども、ほかの自治体では、例えば身体障がい者、本市は1級、2級と区切っていますけれども、ほかのところは3級も出ているという自治体もございまして。次年度以降、検討していく必要性といますか、感じる場所であるんですけども、その辺り御検討はいかがかというところでお尋ねしたいと思います。

○佐藤委員長 石橋補佐。

○石橋障害福祉課長補佐 お答えいたします。近隣——茨城県の県内で同様の手当を支給していることの調査がたまに入りますので、そちらのほうで支給要件であったりとか支給額であったりとか、そういったものを把握していきながら、今後、金額のほうも検討してまいりたいと思います。以上となります。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ぜひとも次年度以降、御検討していただきたいと思います。

それで、3点目でございます。支給に際しまして、対象になり得る方の申請ということで、これは申請がありまして、そしてそこで可否がありまして支給されるということになりますでしょうか、お尋ねします。

○佐藤委員長 石橋補佐。

○石橋障害福祉課長補佐 お答えいたします。手帳交付の際に、今日お持ちしたんですが……

[石橋障害福祉課長補佐資料を示す]

○石橋障害福祉課長補佐 (続) こういった「福祉のしおり」ということで、こちらを見ながら手当に限らず該当するサービスについて窓口で御説明をしております。またそういった説明の中で、最後にこういったチェックリスト、お互いにどういう説明をしました、受けましたということで、お互いに確認できるような、こういったものを用いております。こういったものを用いながら、手当をはじめ福祉サービスにつきまして御案内をしているところです。もちろん市のホームページにも手当につきまして御案内をしているところがございますので、引き続きこちらを継続してまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。対象になり得る方が申請が行われないということがないと理解いたしました。私のほうからは以上でございます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、久保田委員。

○久保田委員 ひきこもり対策推進事業に要する経費について、説明書40ページです。ここに書いてある2団体というのは、どのような団体でしょうか。

○佐藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 社会福祉課、下田です。お答えいたします。まず一つ目の団体、こちら茨城県のひきこもり相談支援センター業務を受託している団体でございます。こちらの団体につきましては、ひきこもり支援のほか、就労支援事業、障がい福祉サービスの支援事業、生活困窮者支援事業などを展開している団体になります。もう一つの団体につきましては、取手市内でひきこもり支援に特化した活動をされている団体になります。この団体は、ひきこもり支援のほか、不登校児の支援や子ども食堂など、子どもの健全育成全般を——全般の活動をしているという団体になります。以上でございます。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。先ほど長塚委員の質疑の中でも、ひきこもりの人数のことはお話しされていたんですけれども、令和2年から令和5年の人数の中で、同じ人というのはやっぱりいるんですか。いますか。

○佐藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。先ほど長塚委員の質疑の中でお答えしましたとおり、新規相談者数を申し上げましたけれども、その方たちは年度年度で新たに相談に来たと——本人もそうですし家族からも相談がありますけれども、最初に新規で来たという数字を先ほど申し上げました。そのあと継続して相談という形にもなりますけれども、令和

5年度の相談延べ件数、2月末現在で185件となっております。先ほど、令和5年2月末現在で新規相談者数16件と申し上げましたけれども、延べ相談件数は185件という形で、過去の年度で新規で上がって——上がってきた人たちも継続して相談につながっているというような状況にあらうかと思えます。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 この方たちの中で、逆にひきこもりが治ってとといいますか、社会に出ていけるようになった方というのもいらっしゃいますかね。

○佐藤委員長 下田次長。

○下田福祉部次長 お答えいたします。なかなかこのひきこもり支援という難しさがございまして、相談に来たからすぐに出口に向えるというものではないというところもあるんですけれども、令和4年度、就労につながったというケースが1件ございます。あと、今年度、令和5年度につきましては、小学校時代から不登校だったという10代の方が学び直しをしたいというような気持ちがあって、夜間中学校のほうへ4月から入学決まったというような情報を得ております。なかなかそう——結果がすぐには出ないというところがあるので、先ほど長塚委員の御質疑の中でも答弁させていただきましたとおり、相談者と信頼関係を築きながら、今ある現在の地域資源を活用しながら、出口に向かってつなげる取組ができればなというふうに思っているところでございます。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。大変な事業だと思いますけれども、どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、高齢者見守り事業に関する経費、説明書49ページです。今回新規というところで、情報提供——お店の方とかそういった配送の方とかの情報提供により、高齢者の方の適切な支援につなげる流れというのが、どのようになるのでしょうか。

○佐藤委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 高齢福祉課の井上です。久保田委員の質疑にお答えいたします。高齢者見守り事業につきましては、来年度実施に向けて実施要綱を整備中です。事業実施に当たりましては、市内の商店や配送業者、コンビニ、介護事業所、地域福祉活動等を行う団体等へ事業への協力依頼をさせていただきます。事業趣旨に賛同する協力店舗等を市で登録させていただきます。協力店舗等へは、目印として店舗に貼るステッカーや事業用の車に貼るマグネット、啓発のチラシなどを配布いたしまして、お仕事の傍ら、ながら見守りに御協力していただきます。協力店舗の方々が、ながら見守り中に、様子が心配であったり、見守りが必要に感じる高齢者をお見かけした際には、どこの誰か分かる場合は、高齢福祉課や地域包括支援センターへ情報提供していただきます。どなたか分からない場合は、その高齢者にお声かけをしていただき、氏名・住所・連絡先など、訪問に必要な情報を聞き取りしていただき情報提供してもらいます。お声かけしても、お名前やお住まいを教えていただけなかった場合は、いつ、どこで、誰が、どのような状況であったかを情報提供していただければ、市でもその状況を把握いたしまして関係機関と共有します。また、氏名など訪問が可能となるまでの情報提供があった場合には、その方の御自宅のほう

へ地域包括支援センターの職員が訪問させていただきまして、生活の御様子やお困り事などを伺うといった流れで考えております。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。今、取手市の高齢化率も高い中で、また単身の高齢者の方も多い中で、この新規の事業はとてもいい事業だと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、こども計画策定に要する経費、説明書 56 ページ。事前——この中で事前調査を行いますと内容に書いてあったんですけども、それはどのようなものなのでしょうか。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。久保田委員の御質疑にお答えさせていただきます。事前調査としましては、主にアンケートによる意識調査と直接の意見聴取を行う予定です。意識調査に関してですが、調査対象者は取手市内の小学5年生約 850 名、中学生約 850 名の児童生徒とその保護者約 1,900 名、また 15 歳から 39 歳の方を無作為抽出しました約 1,700 名を対象としております。調査内容については、家庭状況、就学・就労についての現状などの内容を予定しております。また、意識調査と合わせまして、市内の施設などの把握や人口推計なども実施する予定でございます。直接の意見聴取にしましては、児童生徒や若者、そして子育て当事者からの生のお声をお聞きする機会として、こども会議などを企画実施する予定でございます。なお今後、こども家庭庁から自治体こども計画の手引が示される予定となっておりますので、その内容も踏まえて策定いたします。以上でございます。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。先ほども長塚委員からも質疑されてたので、これで二重に聞いたのでよく分かりました。ありがとうございます。

最後に、保育所給食調理業務委託料について、予算書 138 ページ、そして、これは資料を作っていただきましてありがとうございます。この中で、落札率の低い保育所がありますけれども、その安全性について伺います。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。久保田委員の御質疑に答弁させていただきます。入札に当たりましては、指名競争入札に参加する業者に、落札最低価格なる予定価格を事前公表しております。受託時における諸条件、人員確保の面、近隣地域における受託実績などは業者によって異なるところはありますが、市としましては、業務委託仕様書におきまして、保育所給食の安全面・衛生面・調理面での質の確保が図られ、安定的な運営ができるようお願いをしております。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 委託料というのは、大部分が人件費だと思われるんですけども、それ以外に含まれる内容というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○佐藤委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑に答弁させていただきます。今委員おっしゃるように、主

たるものは人件費がほぼ占めております中で、法定福利費、従業員にかかる交通費、健康管理費、被服代、調理時に使用のごみ袋や使い捨て手袋・洗剤等の消耗品などが主立ったものでございます。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。この前、公明党として、直営の給食センターのほうで視察ということで、給食もいただいたりしたんですけれども、とても温かくておいしくて、こういったものを給食で食べる子どもたちは幸せだなと思ってきたんですけれども、給食って本当に子どもたちのこれからのいろいろな体の育成とか、そういったものにとっても関わってくるところでとても大事なことなので、これからもこの安全性に留意して給食業務のほうをよろしくお願いします。以上です。

○佐藤委員長 次に、古谷委員。

○古谷委員 古谷です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、緊急通報システム事業に関する経費についてでございます。説明書 48 ページになります。目的としまして、在宅の病弱な独り暮らしの方や高齢者の方、本当に災害や急病の連絡のシステムということで、現在 465 台、そして新設が 10 台ということに、ここに記載されているんですけれども、この取手市の高齢化から考えまして、台数的には少ないんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 高齢福祉課の井上です。古谷委員の質疑にお答えいたします。緊急通報装置の貸与の要件といたしましては、お独り暮らしや 65 歳以上の世帯で見守りが必要な世帯を対象としておりまして、申請をしていただいた後、市の職員が訪問調査をして、その調査結果に基づいて対応の可否を判断させていただいております。設置件数は、新規設置による利用者の増と撤去による利用者の減がほぼ同程度のため、ここ 3 年間ほどは、設置台数 470 台から 480 台で横ばいで推移しております。直近の件数といたしましては、令和 6 年 1 月末で 483 世帯の方に緊急通報装置を御利用していただいております。そのうち後期高齢者世帯が 467 件となっております。傾向といたしましては、利用者の多くは後期高齢者である 75 歳以上の世帯で、御家族のご病気等により在宅生活に不安を感じて申請に至るケースが多く見受けられます。御申請いただければどなたにでも対応できるものではありませんが、見守りが必要な独り暮らし高齢者や高齢者世帯へ御利用いただけるように、民生委員や地域包括支援センターを通じた案内を含め、事業を実施してまいります。以上です。

○古谷委員 ありがとうございます。今……。

○佐藤委員長 指名してから。

古谷委員。

○古谷委員 すみません。今、申請が必要と伺いました。これは本人とか御家族が申請に窓口に来るということ、もしくは民生委員の方がされるということなんですけれども、昼間独りでいらっしゃる方、——夜は御家族がいるけれども昼間は独りでいらっしゃる方なんか、申請すればできるんでしょうか。

○佐藤委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 質疑にお答えいたします。今、古谷委員がおっしゃったように、日中独居の方につきましては、要綱上、65歳以上の世帯ということとしておりますので、日中独居の方については対象外とさせていただいております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。申請のほうは御家族、また本人の希望で窓口にということになりました。また回線のことなんですけれども、NTTの回線がないとこれはできないのでしょうか。このシステムは。

○佐藤委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 質疑にお答えいたします。緊急通報装置本体につなげる回線は、有線の回線であれば、各通信会社やケーブルテレビの電話回線でもつながる——つながることができます。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。そうしますと、3番目の今後、別回線やスマホとの連携ということで、これは可能であると伺いました。スマホなどとの連携もこれから考えていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 質疑にお答えいたします。市で行っている緊急通報装置事業は、ご自宅内での見守りを目的として、緊急通報装置本体とペンダント型のリモコン押しボタンを貸与しております。緊急通報装置本体は電話機と有線で接続され、固定電話回線を通じてコールセンターに通報するため、必然的に電話機の近くに設置している御家庭が多いです。また昨今、スマートフォン自体に衝突事故防止——失礼いたしました、衝突事故検知機能など緊急通報を目的とした機能が付属されていたり、アプリが開発されております。スマートフォンを日常的に使用される高齢者におかれましては、自宅で市の緊急通報装置を使用しながら、外出時の急病・けがなどにはスマートフォンを併用するなどの生活も提案可能かと考えております。スマートフォンとの連携につきましては、現行の緊急通報装置の拡張の可能性や機能や費用を含めて必要な情報を収集してまいります。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。これから高齢者の方もスマホを持っていらっしゃる方が多いと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に移ります。説明書49ページ、愛の定期便事業に関する経費についてでございます。これは、皆様も御存じの乳酸菌飲料の配達ということなんですけれども、今も申し上げましたように、取手市の高齢者の割合から、とても少ない人数なんだなということをご認識いたしました。この配布数での現在の効果というものはどのようなものなのでしょうか。

○佐藤委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 高齢福祉課、井上です。質疑にお答えいたします。愛の定期便事業は、現在17名の方に御利用いただいております。独り暮らしの高齢者の見守りという事業目的の下、近くに御家族がいない、御近所との付き合いもなく介護サービスも

していないなど、外出の機会が少ないおひとり暮らしの高齢者を対象にしております。最大週3回、御自宅へ乳酸菌飲料をお届けし御様子を確認する事業で、お届けは午前中に訪問し、必ずご本人様と対面します。対面した際に、乳酸菌飲料を2本手渡しています。訪問しても御不在や応答がない場合は、ご本人様の居所確認のため緊急連絡者へ状況を報告したり、市役所からも電話連絡、場合によっては夕方に御自宅に訪問するなどして確認の対応をしております。また、配達時にふだんと御様子が違うなどの異変があった場合は、配達員から市役所に報告が入ります。できるだけその日のうちに地域包括支援センターの職員に御様子を見に行ってもらえるなどの対応をしており、見守りを目的とした事業として効果を上げていると考えております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。細かい配慮の事業だと思います。今、人数をお聞きしましたけれども、今後、この配布数の増加の御予定はございますでしょうか。

○佐藤委員長 井上補佐。

○井上高齢福祉課長補佐 質疑にお答えいたします。現在、月水金、最大週3回のうち、ご利用者様の御意向で訪問する曜日を指定していただいております。利用者の半数の方が週1回の利用の方です。1回の訪問では、先ほども申し上げましたとおり、乳酸菌飲料を2本お渡していますが、利用者からは、本数を増やしてほしいなどの声はこれまでいただいておりません。新規でサービスを開始する方がいる一方で、ご利用者の中には御家族との同居や施設の入所などで、様々な理由でサービスが終了する方もいらっしゃいます。この事業につきましては、高齢者の見守り事業の一環として、今後も訪問による定期的な見守りが必要な方に御利用していただけるように周知してまいります。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。私の質疑は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、山野井委員。

○山野井委員 私は健康づくり推進事業に要する経費について、お尋ねします。この取手市——スマートウェルネスシティ取手市のまさにランドマークであります「とりかめくん」、これまで市の健康づくりにどのような役割を果たしてきたのか、お尋ねします。

○佐藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 健康づくり推進課、香取です。山野井委員の御質疑に答弁いたします。市の健康づくりキャラクター「とりかめくん」は、2014年に誕生しまして、これまで私たちとともに健康づくり事業に取り組んでまいりました。ふだんから御自身の健康や運動習慣に興味のない方、または関心はあるけれども改善するつもりがないというような方などには、どうしても生活習慣病の予防ですとか、保健指導、運動習慣や食習慣の改善などという言葉がとても堅苦しく他人事のような印象を与えがちです。健康づくりの取組を効果的に実施するためには、いかに健康づくりに関心を持っていただけるか、いわゆる健康無関心層などをどのように行動変容に導くか、アプローチしていくかということが重要だと考えております。子どもの頃から——子どもから大人まで幅広い年代に親しみやすくイメージを発信しやすいキャラクターの活用というものが効果的であると考えて、

「とりかめくん」というものが誕生いたしました。健康長寿の亀をモチーフにして2014年に「とりかめくん」が誕生して以来、愛くるしいインパクトのあるキャラクターで、市民の健康づくりに対する行動変容を後押しする役割というものを果たしてきたと考えております。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 ゆるキャラがブームになったときの、そのときに同時に出来てきたなという印象があります。これ実際、取手市民どのぐらい認識——認知してるんでしょうか。

○佐藤委員長 櫻井補佐。

○櫻井健康づくり推進課長補佐 山野井委員の御質疑に答弁いたします。先月2月18日に行いました健康づくり体験イベントゆるスポーツ体験会で、「とりかめくん」を知っているか知っていないかというアンケート調査を実施いたしました。参加されている方の8割の方から、「とりかめくん」は知っているとの回答を得ております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 非常に周知されている——認知されていて役に立っているという認識です。それから、とりかめくん誕生、ちょうど10周年になりますが、この記念事業、どんなものでしょうか。

○佐藤委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 山野井委員の御質疑に答弁いたします。現在計画しているのが、モザイクアートの作成と新ポーズの追加、そしてイベントの開催ということなんですけれども。

○山野井委員 ぜひ盛り上げてください。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 ぜひ盛り上げてください。以上です。次に、成年後見制度利用促進に要する経費についてお尋ねしたいと思います。この事業実績をまずお尋ねします。

○佐藤委員長 井橋副参事。

○井橋高齢福祉課副参事 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。まず、予算にまつわる実績について御説明いたします。令和4年度は成年後見制度の利用促進などについて調査審議する取手市成年後見制度利用促進審議会を2回、12月と2月に開催いたしました。また、成年後見制度促進の中核機関として取手市社会福祉協議会に運営委託しております取手市成年後見サポートセンターでは、令和4年度に新規の相談を64件受け付けております。また、取手市社会福祉協議会では、法人受任として、令和4年度3件を受任しています。なお、本人や家族が申立てを行うことが難しい場合などに、市町村申立てが行えます。令和4年度に取手市長が申立てを行ったケースは51件で、令和3年度の36件から大きく増加しております。こちらに関する経費については、取手市介護保険特別会計にて予算計上をしております。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 この成年後見制度の利用促進の課題について、お尋ねします。

○佐藤委員長 井橋副参事。

○井橋高齢福祉課副参事 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。全国的な傾向ですが、成年後見制度の課題は、制度利用者が伸び悩んでいること、親族が後見人に選任されにくく専門職が後見人となるケースが増えています。市民後見人の普及と活用が不十分であることなどから——などが挙げられています。取手市においては、NPO法人取手市民後見の会などが活動し、後見の需要の一端を担っていただいております——が、担っていただけてますが、さらなる市民貢献の取組が期待されるころでもあります。また、市長申立て数の増加については、本来であれば本人もしくは家族が申し立てることが望ましく、これも身寄りがないなど、支援する家族がいない高齢者などが増加していることが背景にあると考えています。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 この成年後見制度の利用促進、非常に重要です。これ成年後見制度って、実際この後見に至るまでに時間が非常にかかりますので、あと費用も非常にかかります。書類だけでもこのぐらいの分厚さの書類を作らなきゃならないし……

〔山野井委員指で厚さを示す〕

○山野井委員 (続) また後見人にも報酬を払ったりという形でなかなか進んでいかないんですね。で、今、意思表示と判断能力の低下によって今起きている最大の問題は、この財産の凍結リスク、それから例えば空き家問題、これ非常に大きく関わってまして、この資産活用を妨げられていることによって経済活動が非常に妨げられるんですね。この空き家の適正管理とも深い関わりがあります。家族信託というものがあまして、これ財産管理手法の一つなんですけども、この周知啓発、これは検討しないのかどうかお尋ねします。これは厚労省が示す「中核機関の役割」という冊子に記載が特にありませんでしたので、この辺の周知はどうなっていますでしょうか。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。質疑にお答えいたします。委員より御案内ありました家族信託でございますが、所有する財産について、管理・運用・処分できる権利を子どもなどに渡す契約となっております。成年後見制度が財産管理に加え、様々な契約などの身の上の管理も行うのに対して、家族信託は財産の管理・処分に特化しているといえ、どちらも認知症などになってしまった場合の備えに有効と考えられております。一部自治体では空き家発生予防のために自治体と地元の専門職団体が連携するなど、こういったケースもあると聞いております。現在、取手市では成年後見制度の申立てについて、報酬の助成等を行っているところでございます。家族信託は成年後見と比べましてその費用が一時的なコストで——財産の規模にもよりますが、ランニングコストがかかる成年後見と違うということで認識をしております。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 であれば、同時にこの家族信託の周知も、機会があれば同時に行うべきだと思います。以上です。

○佐藤委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。この取組に関しましては、先ほど委員から「中

核機関の役割」にないということだったんですが、財産の管理ということでございますので、各種手続において司法書士などの専門職が関わることも含めまして、市が行います専門相談の案内ですとか、専門職の職能団体が行います相談窓口の案内を場合によっては行っていきたくて考えております。

○**山野井委員** 以上です。

○**佐藤委員長** 最後に、遠山委員。

○**遠山委員** 説明書の47から48ページに記載されております基幹相談支援センターについて、質疑いたします。まず、待ちに待ったセンター開設というところでは大歓迎しております。新規開設運営に当たって、まず内容を説明いただきます。

○**佐藤委員長** 石橋補佐。

○**石橋障害福祉課長補佐** 障害福祉課の石橋でございます。遠山委員の御質疑にお答えいたします。基幹相談支援センター、こちらにつきましては、障がい者、障がい児、またその家族、支援者、こちらから持ち込まれた相談に応じて必要な情報提供、それから権利擁護のために必要な支援を行うことで、障がいを持つ皆様が自立した生活、社会生活を送れるような支援を行うと、そういったものになっております。基本的に3つ——4つの柱がございまして、1つ目としましては、専門——総合的・専門的な相談支援、それから地域の相談支援体制の強化、地域移行の——地域移行・地域定着支援の促進、権利擁護・虐待の防止、この4つが柱となっております。以上です。

○**佐藤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** まずそのセンターの設置場所と人員配置はどのようになるのかを伺います。

○**佐藤委員長** 石橋補佐。

○**石橋障害福祉課長補佐** お答えいたします。現在のところ社会福祉協議会、そちらのほうに委託ということで考えております。また職員——対応する職員というのは現在2名、こちらを想定しております。以上です。

○**佐藤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 先ほどの4つの柱といいますか、業務内容を伺ったわけなんですけれども、より専門性が求められるというところでは、この2名の方は有資格者——何らかの資格をお持ちかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○**佐藤委員長** 石橋補佐。

○**石橋障害福祉課長補佐** お答えいたします。こちら、相談支援専門員ということで——主任ということで、茨城県で研修等がございまして、そちらの研修を受けた相談員が配置となっております。それからまた別の1名は有資格者——社会福祉士であったりとか、そういった福祉部門の資格をお持ちの方を想定しております。以上です。

○**佐藤委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** さらに説明書のほうにもあるんですけど、地域の相談支援体制の強化を図るということで、そういう意味では医療関係ですとか介護、いろいろなところ、地域のより専門的な部署との連携も求められると思うんですが、その辺はどのような考えでいるのか。

○**佐藤委員長** 石橋補佐。

○石橋障害福祉課長補佐 お答えいたします。業務としまして、そういったネットワークの強化というものがございます。こちら市のほうで自立支援協議会、こちらのほうで様々な団体の方がお集まりになりますので、そういった中に御参加いただきながら、ネットワークの構築に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○遠山委員 そうすると自立支援協議会のメンバーというか、委員の皆さんたちが、このセンターの運営も何らかの——何というのかな、運営会議というか、協議会というか、そういったことも支援する立場で図っていくということによろしいですかね。方針というか。

○佐藤委員長 石橋補佐。

○石橋障害福祉課長補佐 お答えいたします。自立支援協議会のほうも、あくまでもネットワークの一つの部門というか団体ということになりますので、主となるのは基幹相談支援センター、こちらのほうになります。そこの一つのネットワーク先というような考え方になります。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 最後質疑させていただきますけれど、基幹相談支援センターも各——県内でも1か所しかなかったものが、今10か所近く立ち上がっているというところで、そういう中で取手もやっと立ち上がるというところでは大歓迎なんですけれども、センターによって——何というのかな——温度差というか、いろいろだというのは聞いているんですね。そういう意味では県外で頑張っている、充実しているセンターなどもあるかと思うんで、そういったところにもぜひ情報を集めながらやっていければと思うんですが、その辺もお持ちなんですかね、どんなふう考えているのか伺います。

○佐藤委員長 石橋補佐。

○石橋障害福祉課長補佐 お答えいたします。相談支援ということで、まず大事なことというのは、相談者、そちらの方との信頼関係の構築というのが非常に大事になります。そこで対応する中で、実は訴えていたものと別の課題が本当は大きな問題であったとか、そういったものはやはりスキルが、相談を受ける方——相談を受ける側にとっては必要となります。そういったところで先進的な取組を行っているところを視察であったりとか、あとは研修会——大学等々の研修会、そういったものに参加できるような費用を、こちら今回の予算の中で旅費等々で計上しておりますので、そういったものを活用しながらしっかりと相談体制を築いていきたいと思っております。以上です。

○遠山委員 お願いします。以上です。

○佐藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。これで、議案第29号のうち、民生費について質疑を打ち切ります。

消防長から発言を求められておりますので、岡田消防長。

○岡田消防長 消防本部の岡田です。先ほどの議会費、総務費、消防費の遠山委員の御質疑に対して答弁した内容の訂正をお願いいたします。先ほど、消防職の退職者10名の内

訳を、定年退職者6名と普通退職者4名と申し上げましたが、定年延長制度施行により、令和5年度の定年年齢は61歳となっておりますので、60歳を迎え、今年度末での退職者が6名、勸奨退職者が3名、普通退職者1名、合計で10名の退職者内訳に訂正をお願いいたします。

○佐藤委員長 今の件に関して、遠山委員、よろしいですか。

〔遠山委員うなづく〕

○佐藤委員長 訂正を認めます。

これで、休憩——お昼になりますので、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分開議

○佐藤委員長 再開します。

佐藤課長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。民生費の海東委員からの子ども・子育て事業に要する経費の委託先選定についての御質疑の私の答弁で、委託事業の期間に関しまして、昨年度から今年度と申し上げましたが、令和5年度から令和6年度への訂正となります。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 訂正を、こちら認めます。

次に、衛生費、農林水産業費、商工費を議題といたします。執行部の皆さんにおかれましては、発言する際、部署名と名前を一度述べてから発言願ひます。また、簡明な答弁をお願いいたします。質疑通告順に質疑を行います。8名の委員から通告がありました。

まず初めに、関川委員。

○関川委員 関川です。よろしくお願ひします。1点です。買い物弱者支援事業に関する経費について、予算書184ページ、予算説明書88ページです。まず最初に、販売箇所の増減というのはどうなっていますでしょうか、お伺ひします。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 産業振興課、数藤です。よろしくお願ひいたします。関川委員の御質疑に答弁させていただきます。移動スーパーの販売箇所数の増減についてでございますが、現在、市内54か所で販売展開しております。販売箇所数の増減については、現在大きな変動はないものの、販売事業者であるカスミと——カスミ様とおおむね半年ごとに利用者の状況に応じた見直し検討を行っているところです。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 これ、始めた当初と今とではどのぐらい増えてるかって、すぐ分かりますか。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。もう10年近く移動スーパー事業、近隣に比べてはかなり早く取り組んでいる取手市でございますが、販売当初は市内13か所で開始をいたしました。そのときは販売台数は1台で回っておりましたけれども、コロナ禍のときに台数の見直しをカスミ様のほうと協議をして行いまして、2台体制になったことで、現

在のような多く地域のほうを回れるような、そういった状態になってるところです。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。相当増えてるんだということだと思います。そんな中で、利用が増えるということはいろんな御意見があると思うんですが、いいことも悪いこともあると思います。どういった御意見が多いんでしょうか、お伺いします。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。本事業の実施に当たりましては、多くの市民の皆様から好評の声をいただいております。特に、移動不自由とされている高齢者の方から、「自宅の近くまで移動スーパーが来てくれるのはとても助かる」や「買物を通じて、販売員の方や近所の人たちとの交流が図れてうれしい」という声が多く寄せられているところです。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 私も地域の方に言われて何か所か増やさせてもらったんですけども、そんな中で利用者からよく聞くのが、「商品がちょっと少なくなっている」と。その回る順番にもよるんでしょうけど、あとは——何ていうんですかね、あれ売ってるものって限られますよね。その辺ちょっとどういった声があるか、お伺いしていいですか。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。確かに軽トラックに積み込む量というのは限りがございます。基本的には650品目の生鮮商品が搭載されているんですけども、当然販売箇所数を回ると商品が手薄になってしまうものもございます。そういったときにはカスミのほうで、その時は御用意できなくても、次回巡回するときに、お客様の御要望に応じた商品を取りそろえておくなど柔軟な対応を心がけているということで、カスミのほうに確認してございます。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。そうですね、やっぱり利用者が使いやすいように、柔軟に、今後も対応していただければと思います。最後に、これ、もともと国から補助金が自立支援という形で3年間か何か、たしか最初入ったと思うんですよね。その後も国のほうは終わったんですけど、今、市のほうで予算を出しているというところなんですけども、最初にこれ、カスミさんが自立するようという考えの中で動いているのかどうなのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。買い物弱者支援事業とは、買物が困難な状況に置かれた市民の方を対象とし——主な対象としてございまして、移動販売を行う事業者に対し、移動販売に要する人件費の一部を補助しているものでございます。この事業は、あくまで買物困難な地域を解消するために市としても力を入れなくてはならない事業ということで、あくまでもカスミ様の赤字を補てんするとか、そういった考えではなくて、市とカスミと官民連携によって、そういった困難な地域を解消するために取り組んでいる事業でございます。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 よく理解できました。その中で今後の目標値とか、あと箇所数とか、何かカスミさんと話す中で、こうなっていきたいねというようなお話というのはあったんでしょうか。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。現在、54か所というお話をさせていただきましたけれども、2台体制という中で、できるだけきめ細やかに市内各地の買物、特に困難なエリアを回れるように、カスミ様と常に協議を行っているところでございますが、取りあえず現状では、今の販売箇所数をできるだけ減らさないような努力に努めまして、さらに、地域の皆様から御要望があれば、極力お応えできるように取り組んでいくと、そういった姿勢で今進めているところでございます。

○佐藤委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。箇所数増やせば、中には、ここの箇所はほとんど客が来ないとか、そういう現象も起きてくると思うんで、しっかり連携しながら頑張ってもらいたいと思います。以上で、私、質疑を終わります。

○佐藤委員長 次に、長塚委員。

○長塚委員 私からは創業支援等事業に関する経費について。こちらは予算説明書の90ページになります。この創業支援等事業に関する経費は、昨年より約350万ほど増加しております。その内訳が創業支援事業補助金697万円ということで、これが大きく増えているんですけど、予算説明では、新たなセミナー等の開催、起業の際の初期費用一部の補助、Match-hako（マッチ・バコ）利用料金の一部補助というふうな御説明があったんですが、これは令和5年度の起業数が伸びたことが要因なんでしょうか。お願いいたします。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 長塚委員の御質疑に答弁をさせていただきます——すみません、産業振興課の数藤です、お答えいたします。御指摘いただいたように、令和6年度の増額の要因といたしましては、社長塾事業と起業セミナー事業をそれぞれ隔月で開催するための経費として増額をさせていただいております。先日の一般質問でも答弁させていただいたこともございますが、さらに今のMatch（マッチ）、創業支援事業を市民の皆様と触れ合い、創業・起業を身近に感じていただけるようなソフト事業の展開充実が必要だと思——必要だと思っております。そういった中で、今回増額をさせていただいているところです。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 隔月で開催とおっしゃっていただいたんですが、この697万円の内訳と詳細について教えてください。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。こちら、創業時——創業支援事業補助金につきましては、連携創業事業者であります一般社団法人とりで起業家支援ネットワークに対す

る補助金になりますが、内容といたしましては、従来からも実施しております創業スクール、またビジネスプランコンテスト、今回新たに加わる社長塾とセミナーということで、基本的にはそういった創業支援事業の様々なソフト事業等の運営支援を今まで以上に——市長からも答弁ありましたように取り組んでいくということで、増額ということで強化していくということでございます。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。先ほどの一般質問でも、会員数が現在 263 で順調に増加という御答弁があったんですが、直近数年の起業数について、お伺いいたします。

○佐藤委員長 鴨川室長。

○鴨川産業活性化推進室長 産業振興課の鴨川でございます。長塚委員の御質疑に答弁いたします。取手市の創業支援事業におきまして、起業家数ということで Match（マッチ）カードの発行枚数を基準としているんですけども、2月29日現在で158枚の Match（マッチ）カードを発行しております。累計で——です。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 それは、年度ごとに増減というのは、数値化はされてないのでしょうか。

○佐藤委員長 鴨川室長。

○鴨川産業活性化推進室長 お答えいたします。大体、毎年——すみません、令和4年度は18枚増えまして、令和5年度、現在の時点では8枚の増加となっております。以上です。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。あと商工会との連携を進めていくことが必要と、一般質問の中でもあったんですが、今後どのように進めていく御予定なのでしょうか。お願いいたします。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。創業支援事業と商工会との連携についてでございますが、これまでも創業支援事業を開始した段階からも、商工会には深く連携して取り組んでるところでございます。例えば、創業支援の相談、起業相談の窓口を Match-hako（マッチ・バコ）のほうに設置してございますが、その専門の相談員には、商工会に属している経営指導員が相談員の1人となっていただいたり、また起業してから、安定的に安定経営を営む上で、Match（マッチ）だけでは補い切れない部分を、当然商工会のほうに加盟していただきながら、そういった経営相談・経営指導を受けたり、取り組んできているところでございます。また、今度新たなソフト事業で社長塾なども設けてございますけれども、その中で、地元の企業の経営者の方を招いて御助言や講義をお受けする、そういった取組なんですけども、商工会の方からその経営者を紹介していただいたり、会員の方からそういった参加を促したり、そういった広報周知にも様々な部分で商工会の連携は密にしなければならないということで、今後、今まで以上に取組を強化していきたいと、そういうふうに考えております。

○佐藤委員長 長塚委員。

○長塚委員 社長塾と、今後とも商工会の連携を密にしていくということで理解いたしました。これで私の質疑は以上になります。

○佐藤委員長 次に、海東委員。

○海東委員 よろしくお願ひします。まず1つ目でございます。予算書166ページ、説明書79ページ、取手駅東西口喫煙所管理に要する経費につきましてお尋ねします。喫煙所をきれいに保つためには、警備やメンテナンスが大切と考えています。委託されています警備というのはどのような内容か、まずこちらの点につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 環境対策課、印藤でございます。ただいまの海東委員の御質疑に答弁いたします。警備の委託内容、こちらのほうは喫煙所内における利用者からの緊急通報への対応、電気錠による夜間の施錠、火災検知機が設置してございません——そちらの発報時の消防への通報、そちらのほうになってございます。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。限られたスペースになりますし、特殊な場所というふうにも考えますので、ぜひこの警備は大切になってくるかなと考えます。2点目でございます。東口・西口での警備の委託料に違いがあります。同じような警備なるのではないかと考えますけれども、東西口での警備の委託料の差につきましてお尋ねいたします。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えいたします。警備の内容については同等のものでということで、委員のおっしゃるとおりでございます。その委託料の差異でございますが、委託の開始の時期に違いがございます。東口喫煙所はもう既に供用開始してしますので、4月からの委託の開始。西口喫煙所は、年度途中からの供用開始を今目標に準備を進めておりますので、そちらのほうの委託の開始の差が、委託料の差という形になってございます。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、再来年度からは同じ金額になるということになりますでしょうか、お尋ねします。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 おっしゃるとおりです。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、3点目でございます。警備の委託先につきましては、どのように選定されていますでしょうか。お尋ねします。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。東口の喫煙所ですが、まず令和4年に入札を行いまして、3月に供用開始前に機械の設置と警備等を開始しております。令和5年度は、東口に関してはその機械を設置していただいた会社さんに——機械に熟知していること、適切な危機管理を行えるというところを判断して特命随意でお願いしております。西口については、供用開始前に改めて入札を行って、会社のほうは選定していくということになります。

す。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、メンテナンス業務委託のほうにつきましても、おのおのお尋ねしたいと思います。メンテナンス業務の委託につきまして、内容・内訳などにつきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。喫煙所のメンテナンス業務なんですけど、喫煙所の中に、たばこの集じん脱臭装置といたしまして、たばこ臭、たばこの煙を吸ってきれいにして外に排気するという機械を設置してございます。そちらの集じん脱臭装置のメンテナンスのほうをお願いする形になってます。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。臭いや煙などが表に行かないようにというところではないかなと、そのように受け止めさせていただきました。ありがとうございます。こちら、東西口の喫煙所につきまして、メンテナンス委託料のほうも差が出ています。こちらの点につきまして約20万円差がありますけれども、こちらの点につきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。先ほど警備委託料のところ、委託の開始時期によって差が出るという御説明をさせていただきました。こちらのメンテナンスのほうも同様でございます。機械にもよるんですけども、やはりその委託の開始時期によって——の分だけの差が出ているということになります。以上です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、6点目でございます。メンテナンス業務の委託先の選定につきまして、こちらの点につきましてもお尋ねします。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えします。東口の喫煙所に設置してあります集じん脱臭装置なんですけれども、こちらのメンテナンスについては、製造メーカーのほうから指定がございまして、その都合でメーカーを限定させて——メンテナンスの先を限定させて委託させていただいております。西口についてはこれからという形になりますが、その設置した機械のメーカーの指定があれば、その指定に従うというように考えております。以上です。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。御利用される方が気持ちよく使っていただけるように、引き続きましてよろしく願いいたします。こちらの点は以上でございます。ありがとうございました。

では続きまして、2つ目でございます。予算書190ページ、説明書94ページ、観光事業に要する経費につきまして、お尋ねします。まず、こちらのほうですけれども、花火大会の補助金についてでございます。毎年、花火大会を楽しみにされていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思います。次年度は3,000発増やされるということで、予算も800万円増額になっていると思います。花火は高価であるというイメージがありまして、800万円の増額で充足できるのかどうか、1発1万円としましても3,000万円はかかる——

要するのではないかなと、そのように考えるのでありますけれども、こちらの内訳などにつきまして、お尋ねします。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 産業振興課、数藤です。海東委員の御質疑に答弁いたします。花火大会補助金の増額分と増発分の関連についてでございますが、委員ご指摘のように、従来は7,000発の打ち上げ発数でしたけれども、市民の方からの増発の要望などを踏まえまして、何とか1万発の大台に乗せられるよう見積りを取りましたところ、800万円の増額となるものでございます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。では、2点目でございます。事業者様の選定ということで、非常に花火といいますが事業者様が限られてまして、特殊な方々が花火に携わってらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、その花火のまず製造事業者さん、こちらのほうの選定はできているのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。花火打ち上げに関わる事業者の選定についてでございますが、こちらあくまで主催が取手市の観光協会になります。主催の観光協会において選定しているということになります。なお事業者については、大体例年、同じ煙火店のほうに御依頼をしてるような状況です。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。花火の製造業者さんと打ち上げる——実際に現場で打ち上げる方の事業者さんというのは、同じ事業者さんということになりますでしょうか、お尋ねします。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お見込みのとおり、同じ事業者になります。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解できました。3つ目でございます。取手駅前にぎわい創出事業補助金、こちらにつきましても増額になっていると思います。今年度は130万円だったと思いますけれども、次年度は200万円で70万円の増額ということになります。こちらの要因などにつきましてお尋ねします。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。増額の理由といたしましては、本イベントの魅力や集客を高めるため内容の充実を図るものでございます。具体的な企画についてはまだ現在検討中ではございますけれども、駅前にぎわいフェスタは地元の企業様などに多く御協力いただいて、これからどんどん膨らませていきたいイベントとして捉えております。茨城や取手にゆかりのあるような、著名なアーティストやパフォーマーなどをお呼びしたいと検討を進めているところでございます。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。ぜひとも事業のほう、さらに広めていただければと思います。

4点目でございます。とりで観光フォトコンテスト、こちらの展示場所につきましてお尋ねします。次年度はギャラリーロードに展示ということでありますけれども、その年によりましてはふじしろ図書館の展示もあったと思います。この展示の選ばれる、その選定場所というのはどのように決められているか、お尋ねします。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。とりで観光フォトコンテストの展示場所の選定方法ですけれども、こちら主催が取手市の観光協会になっておりますので、そちらで選定しております。委員の御指摘のように、令和元年度までは展示場所をふじしろ図書館で行っていましたが、より多くの方にこの入賞作品を見ていただきたいと思いますという思いで、そういった形で、多くの方が通行する、現在は取手駅東西口のギャラリーロードにおいて実施しております。また、取手市の観光協会ホームページにおいても、入賞作品は鑑賞できるようにしているところです。

○佐藤委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。今お話がありましたとおり、人通りの多いところに展示されたほうが、より多くの方に御覧になっていただけるのかなと思ってお尋ねさせていただきました。こちらの観光事業のほうも大変期待のかかるころだと思います。引き続きまして、さらにより一層広げられるように、また魅力のあるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

〔吉田議会事務局長ベルを1回鳴らす〕

○海東委員 (続) よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、久保田委員。

○久保田委員 予防接種に要する経費で、説明書68ページです。「令和6年度は、HPVワクチンのキャッチアップ接種が最終年度であることから、接種率向上に向け未接種者への個別通知等で周知する」とありましたけれども、その個別通知でのお知らせの反応などはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 保健センターの野添です。久保田委員の御質疑にお答えします。個別通知ですけれども、令和4年度、対象者約3,400人に対し、全員の接種歴を確認した上で、個々に応じた回数の子診票と国のリーフレットを個別通知しました。今年度なんですけど、同じように、約3,400名に対し個別通知のほうを実施しています。令和5年度は個別通知をしながら、レッツトライ高校生講座や20歳の集いなど、接種勧奨できる場面を捉えて適宜周知を実施してはいたけれども、ちょっと接種率が上がってはいらぬんですけども伸び悩んでいる現状があります。令和6年度につきましても、実際にはHPVワクチンの普及はどうしても接種後の体調不良に対する御不安の払拭というのが大事というふうに捉えておりますので、市としても、やはり正確な情報を提供するというところでは、個別通知とともに、機会があつて——あれば、本人、保護者の方が十分に接種のワクチン接種の意義について理解し納得して接種していただけるように、そういうことも含めて接種勧奨を実施していきたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 私も市外の友人の方なんですけど、娘さんが——友人の方が、やはりこのHPVワクチンのことよく分からなくて、そして娘さんが健康診断したときにちょっと異常が見つかり、大事には至らなかったんですけども、やっぱりHPVワクチンのことがすごく大切なんだなってそこで実感しましたので、今回質疑いたしました。また、キャッチアップの今年度が終わってしまった後、またその後についても今度次回聞かせていただきたいと思います。

続きまして、母子保健に要する経費、説明書73ページ、未熟児養育医療について。この中でも産後ケア事業というのがあるんですけども、これは通常の出産時のときの産後ケア事業と同じような内容のものなのでしょうか。

○佐藤委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 久保田委員の質疑にお答えいたします。産後ケア事業です。——まず、未熟児養育医療なんですけど、こちらは身体の発育が未熟なままで出生したお子さんに対し、指定養育医療機関に入院中の医療費を給付するというような事業になります。産後ケアに関しては、医療機関から退院後の——退院後に、通常の出産の方と同様に1歳未満まで5回利用することができます。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。この未熟児養育医療というのは、いつまでその医療を受けることができるのでしょうか。

○佐藤委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 お答えいたします。未熟児養育医療で医療費給付を受けられるのは、指定医療機関に入院している期間になります。退院後に通院等とかに関しましては、マル福やぬくもりを利用しての通常医療費として払っていただくようになります。以上です。

○佐藤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○佐藤委員長 次に、古谷委員。

○古谷委員 古谷です、よろしくお願ひします。私のほうからは、同じページの73ページ、母子保健に要する経費についての中の産後ケアというところなんですけれども、ここに産後ケアを必要とする出産後のお母さんのケアということで、デイサービスとショートステイというのがあります。これはどこの医療機関でできるのでしょうか。

○佐藤委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 古谷委員の質疑にお答えいたします。産後ケアの実施医療機関についてですが、実施医療施設としては、医療機関が5か所、助産院1か所ということで、医療機関はJA取手総合医療センター、かんの産婦人科クリニック、総合守谷第一病院、お産の森 いのちのもり 産科婦人科 篠崎医院、つくばセントラル病院。助産院は守谷助産院になります。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。これにはご家族本人の手続、申込みがあると思うんですけども、それはどのようにしたらよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 お答えいたします。申込みには申請用紙に御記入する必要がありますし、いろいろ、どういうことで申込みされるのかというのを聞いたりもいたしますので、窓口に来ていただくというようなところがまずあります。来られない方には電話でお話を聞かせていただきます。こちらのほうで必要な医療機関とかに予約のほうが入るかどうかの確認をして、それで予約を入れていただくということになります。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。ではこの今の現状で、デイサービスやショートステイを利用されている方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○佐藤委員長 野添補佐。

○野添保健センター課長補佐 お答えいたします。令和4年度は実人数ということで、19人の方が43回利用していただきました。今年度は、支援を必要とする全ての方が利用できるように対象者を拡充したことと、あと利用者の負担の減免支援をしたことで、令和6年2月末現在で、実際——実で43人で、延べ100回、100人の利用に増加しています。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。本当に安心できるシステムだと思います。ありがとうございます。

次に、ごみ減量推進に要する経費について、御質疑いたします。説明書81ページになります。ここに、ごみ減量に関してということで、モニターを募ってごみの減量の計測をしているということなんですけれども、現在、一般家庭のごみ減量モニターは何世帯ぐらいいらっしゃるのでしょうか。ここにクオカードのことが書いてあって、350世帯と記載はされているんですけれども、現在そのモニターになられている方は何世帯ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 環境対策課、印藤です。古谷委員の御質疑に答弁させていただきます。現在のモニター数は、231世帯の方に登録いただいております。350人というところの根拠なんですけれども、調査そのものは引き続き行っておりますので、モニターさんがこれから増えても対応できるようにという形で、350人ということで数字をつくっております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。モニターの計量したそのデータというのは、今後どのように活用されていくのでしょうか。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えいたします。ただいま実態調査の集計状況、途中経過はホームページのほうで公表しております。モニターさんのごみを出してる量であったりとか

というのは、モニターじゃない皆様でも御確認いただけるような形になっております。今後の計量データの活用方法は、引き続き、世帯の構成年齢別とか時期的な排出量の関係とかの分析を行いながら、ごみ排出量の推移が見える化などして、ごみ減量リサイクルの意識高揚のそういった施策のほうに生かしてまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。実際、本当にごみ問題はとても大きな問題だと思います。このモニターは取手市のこの世帯数からいくと、どれくらいの世帯がこのモニターに参加すると参考になるような世帯数なんでしょうか。目標値といいますか、教えてください。

○佐藤委員長 印藤課長。

○印藤環境対策課長 お答えいたします。この実態調査を始めるに当たって、モニターの世帯数を、市内は約5万世帯ありますので、その1%に当たる500世帯というのを目標にはしておったんですけども、現状先ほどお答えいたしましたとおり、231世帯というところにとどまっておりますが、どれくらいというところはなかなか目標として決めるのは難しいですけれども、より多くの人の排出状況というのを見ながら参考にさせていただければと考えております。以上です。

○佐藤委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。できるだけ御協力をさせていただきたいと思います。

次に、商工費の買い物弱者支援事業に関する経費について、説明書88ページですが、私の質疑が関川委員の質疑と大分かぶっておりますので、本当に買い物弱者の買物に関して、54か所市内で回られているということで、私も駅の近くには住んでいるんですけども、近所の高齢者の方からは、うちのほうにも来てほしいという御要望はいただきました。これも先ほどのお答えいただいたこととほぼかぶりますので、これは省略させていただきます。ありがとうございました。以上でございます。

○佐藤委員長 次に、山野井委員。

○山野井委員 私からは公的病院等運営費補助金について質疑をいたします。昨年9月25日付で一般会計決算・予算審査特別委員会からの提言を、どのように予算に反映させたのかお尋ねします。

○佐藤委員長 寺崎補佐。

○寺崎保健センター課長補佐 保健センター、寺崎と申します。山野井委員の御質疑に答弁させていただきます。まず初めに、一般会計決算・予算審査特別委員会の御提言において、公的病院等の運営費補助金要綱の見直しということで御指摘があったところがございます。今回、補助金を交付しておりますのは、まず1つ目にJAとりで総合医療センターと、2つ目として取手北相馬保健医療センターの医師会病院ということになってございますが、この二つの病院につきましては、災害医療と小児医療、あと、もしくは感染症医療などに関して重要な役割を担っていただいておりますが、今回の議会からの御指摘を踏まえまして、来年度——令和6年度における診療報酬と介護報酬の同時改定の内容も勘案をしまして、補助対象医療機関の担うべき機能の明確化と、あと補助対象経費の見える化と

いうことを考えておりました、そういった基本的な視点に沿って補助金交付要綱の改正を現在実施しているところでございます。その中でも、特に申請書類の中での収支予算書というものがございますが、その中では先ほど申し上げました小児医療と救急医療と、あともしくは感染症医療という形の項目を新設しまして、補助金の明確化というものを図ることといたしました。そうした中で補助金交付要綱の明確化というものを図りながら、今回、公的病院の運営費補助金といったものを計上させていただいたところでございます。回答としては以上となります。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 委員会からの提言を受けて、反映されたということでよろしいんですね。

○佐藤委員長 寺崎補佐——助川センター長。

○助川保健センター長 保健センター、助川です。お答えいたします。以前——先日の提言を頂きまして、まず私たちが見直さなければいけない点というのを確認いたしました。その中で寺崎のほうからもお答えさせていただいたとおり、要綱の見直しをしっかりとまずしなければいけないというところで、その部分の中で明確化させなければいけない点を明確化していこうということで、それに伴って2つの医療機関とも話し合いを持たさせていただいて、明確なこの補助金の使い道であったりとか、どのような形で病院に行かせているのかということも含めまして、今後明らかにしていきたいと思いますということでお話しをさせていただきました。それに伴って、まず1点はそこが大きなところなんですけれども、その予算額という部分に関しましては、やはり救急の場面だったりとか、小児救急であったりとか、この2つの医療機関の担う役割というのはとても大きいものでもございますので、まず明確化をさせていただいた上で、決められた特別交付税に伴う金額を基に交付はさせていただこうかと、今は考えているところではございます。以上です。

○佐藤委員長 山野井委員。

○山野井委員 分かりました。努力されてるというのは分かりました。医療機関、まず医師の——医師不足も茨城も結構深刻でして、今、医師不足してる分どうしようかというところで、業務のタスクを振り分けたり、いろいろ集約をしたり、医師側も非常に工夫をしています。行政のできるということというのは、やはりその補助金、補助対象の見直しであったり、財政政策しかできませんので、その辺は双方同時に行っていくことで解消されていくんだらうと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○佐藤委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願ひいたします。説明書94ページ、観光事業に関する経費についてをお尋ねいたします。花火大会の補助金ということで、今回、花火の打上げ発数が——先ほどの海東委員のほうからも質疑あった件にもありますが、7,000発から1万発ということで増発されるということです。この効果ということが、増発することで取手市の魅力を全国に発信し、観光事業の振興と観光誘客の促進を図るとあるんですけども、増発ということで、効果がこれだけ出るという根拠みたいなものをお知らせください——お聞かせください。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 佐野委員の御質疑に答弁させていただきます。花火大会増発における効果についてでございますけれども、御指摘のように3,000発増加することの効果については、明確に示すことは難しいと思っております。ただ、花火大会の規模を拡大することによって、一層の魅力が向上し集客できるものと期待しているところです。また、花火の増発に関しましては、先ほども申させていただきましたけれども、毎年多くの市民の方から強く御要望をいただいていたところでございます。今後も引き続き市民の皆様の期待に応えられるよう努めてまいりたいと思っております。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。市民の方の要望、私もお伺いしております。私も楽しみにしている1人なんですけれども、盛大にやっていただきたいというのは、私個人的な希望もありますけれども、増発数で盛り上がるのか、果たしてその内容なのかということも大きい違いで、1万発になりましたというのも、今までに7,000発だったということも分からない方もいるので、やっぱり盛り上げて効果が全国の方に「今回は花火すごいね」と思われるのは、発数の多さもさることながら、内容もちよっと絡んでくるかと思うんですが、この3,000発増えることによって、何かこう——もっと盛大な玉の、尺の大きい花火が増えるとか、何かそういう計画も一緒に含まれているんでしょうか。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。佐野委員のおっしゃるように、当然発数が増えるだけではなくて、当然その中身——取手の花火の場合、尺玉、単発のものからスターメインなどの連発花火など様々なバリエーションに富んだ花火を、より今まで以上に内容の濃いプログラムを展開できると思っておりますし、また昨年、御覧になっていただいた方は御存じかと思いますが、サプライズでドローンを上げまして、多くのお客様に大変好評をいただいたところでございます。その辺の内容のプログラム、魅力の高さは、これからまた企画段階でございますけれども、昨年以上の魅力ある花火大会にできるものと思っておりますので、期待していただければと思います。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 期待しております。今ドローンの話出たので2番目の質疑なんですけど、これ増発によるプログラムの変更予定、こういったものも含まれているということでよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。プログラムの変更についてでございますけれども、現時点においてある程度、警察などの指導などもありますので、そう大幅な——例えば1時間延びるとか2時間延びるとか、そういったことはありません。あくまで3,000発の増発ですので、多少の時間の延長などは可能性としてありますけれども、その辺も含めて、まずは魅力ある花火大会と、あと安全な花火大会、多くの方が集客、お越しになりますので、その辺、万全を尽くして運営していきたいと考えてるところでございます。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 よく分かりました。先ほど少しお話にも出ましたけれども、増発によること

でPRの方法、今まで7,000発で1万発になったというところ、ぜひ増発したということは皆さんに知っていただきたい。1万発というのは一つの大台ではありますので、その辺の周知の方法というのは何かお考えございますでしょうか。

○佐藤委員長 数藤課長。

○数藤産業振興課長 お答えいたします。花火大会のPR方法についてでございますが、基本的に市広報やホームページ、SNSなどの発信はもちろんですが、観光情報誌への掲載や、また鉄道事業者の方の協力をいただきながら、常磐線、常総線沿線での広報周知を進めていきたいと考えております。

○佐藤委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。楽しみにしておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○佐藤委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 私も去年の花火は感動しました。一言。生活習慣病対策検診について質疑をいたします。これ1点で。何か職員の皆さん申し訳ないくらいなんですけど、1点だけ、まず質疑をさせていただきます。説明書では75ページなんですけど、丁寧に説明されているというふうな、そこは承知してるんですけども、それだけ力が入ってるのかなというふうに受け止めた次第です。改めて目的・内容からしても、市民の健康を願っての予算、しかも700万円からの増額予算となっております。その辺の理由といたしますか、状況をもう少し説明いただければと思います。

○佐藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 保健センター、助川です。遠山委員の御質疑にお答えいたします。この予算説明書にもございますとおり、この生活習慣病対策検診に関わる内容としましては、様々ながん検診等が含まれています。その中で、私どもが特に力を入れていきたい目的として――目標としておりますのは、特に20から40歳代の女性に対する検診であったり、それに伴う骨粗鬆症検診であったりとか、大腸がん検診であったりとかというところに、今重きを置いていきたいと思っています。特に若い女性の子宮がんであったりとか、乳がんであったりとかというのは、早期発見をすることによって早期治療にもつながりますし、またQOLの向上にもつながるといこともございますので、まずその辺の検診を力を入れていきたい。そしてまた今年度もそうなんですけど、特に子宮がん・乳がんのほうは、私たちも周知徹底も図っていますけれども、受診者数も増えてきているということもございますし、様々な場面でPRをしているということもございますので、少しずつ効果は見えてきているかなとは思っておりますが、また若い方々の予約ということになった場合に、今は電話申込みであったりとか、検診の内容によってはメールで申込みという形を取っているものもございますが、やはりそのメールであったりウェブであったりの予約という検診の項目も少し増やしていこうと思っています。また、大腸がん検診におきましては、前年度受診した方には、事前に申込みをせずとも予診票や検体容器をお送りしているというのを実施しているんですけども、来年度はそれに追加して、特定健診をお受けになられた方にも、大腸がん検診の容器を事前にお送りしようというふうにしておりますの

で、それらのことを考えますと、やはり申込みをせずとも容器がお送りされるということになれば、より受診を試みようという気持ちにもつながるかなということもございまして、先ほどお話しした検診とともに、受診増であろうということを見越して予算増額としております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 積極的な受診を広めようということでの取組というのが分かります。説明書を見ますと、委託料では1桁単位まで示されているんですけども、その辺、人数の根拠というか、何かあるんですか。

○佐藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 お答えいたします。私どもが予算計上するに当たっては、実績をベースにという形で考えておりますので、それぞれの委託料の金額も設定はされておりますので、実績を基に上げています。また先ほどお話ししたように、受診者数も伸びていくだろうということを見越した上での数とさせていただいております。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 なるほど、そうですか。さらに課題というところで質疑項目を挙げているんですけども、表題にある生活習慣病対策というところでは、私は食生活なども大いに関わってくるというところでは、常々取り上げてきた地域での——地域ごとの特性みたいなものも、例えば農村地域と都市化住宅・団地とかとは、またちょっと違ってくるというのもあるのかなというふうに思っていて、そういう意味では、保健事業の中心というか市民の健康を願えば、そういったこう地域に出て行って、そういった保健指導なども重要になってくるのではないかなと思うんですが、課題と併せてその辺の取組状況、もしありましたら、報告、説明をお願いします。

○佐藤委員長 助川センター長。

○助川保健センター長 お答えいたします。まず課題として考えられるものとしましては、ちょっと細かいことなんですけれども、例えば乳がん検診となったときに集団健診と医療機関健診とありますが、医療機関健診が申込み開始になると受診券が必要になるので、受診券を申し込まれる方が本当に多いんですね。ある意味1年間の間に自分で病院に予約してもらって、自分で受ける日にちを選んでもらってにはなるんですけども、早々に申し込まれた方が、実際確認してみると、受診券をもらっていたのに実際受けた方は半分だったりとかという現状もあるということがちょっと再確認したところありましたので、やはり受診券という思いになってくださっているのはとてもいいことだなと思うんですが、その後、きちんと受診に結びつかせるためのアプローチということもちょっと課題かなというのは、ちょっと細かいことなんですけれども、そういうこともあります。またその受診率向上という部分においては、新規の受診者数を上げるということにも重きを置いてるんですけども、それと合わせて、単年度だけの受診ではなく継続して受診をしていくという働きかけも受診率アップにもつながりますし、合わせて、新規と継続した受診とということ、アプローチの方法も工夫していかなければいけないなというふうに思っています。また最後ですけども、やはり無関心層の方に対するアプロー

チという部分は、私どもも様々なことを学んだり情報を得ながらアプローチはしているものの、なかなかそこに行き着くのに難しく、課題に思っている部分はなかなか解決が難しいなと思っている部分もあります。またあわせて、先ほどの地域に出ていくという部分におきましても、各検診が終わった後の検診結果に伴う保健指導というの、保健センターに来ていただいている指導をしたりとか、また、重症化予防という部分では、私たち保健師がそれぞれの方のところに出向いて個々に応じた指導もしたりということも、地区担当の保健師が実施しておりますので、そういう部分においてだったり、また各地域に出て行って健康教育だったりとか健康相談の場を設けたりということも、それぞれの地区担当の保健師も工夫しながら実施しておりますので、本当に地区に出ていくということは、遠山委員から何度も御指導であったり御助言もいただいておりますけれども、そこら辺、保健師として、そこはとても力を入れていかなければいけない基本的なことだということは、それぞれの保健師が心得て実施しているところではございます。以上です。

○佐藤委員長 遠山委員。

○遠山委員 丁寧な説明いただきましてありがとうございます。本当に市民の命を守る保健センターというような位置づけであると思うので、保健師もいろいろ訪問できる——訪ねることができるというのが保健師であり、また私たち議員もそうなんですけど、そういう意味では大いに地域に出て健康チェックなどしていただければと思います。単純に健診事業を行っているというだけじゃないんだなということが、丁寧な説明でよく分かりました。以上です。

○佐藤委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。これで、議案第 29 号のうち、衛生費、農林水産業費、商工費について質疑を打ち切ります。

次に、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、一時借入金、歳出予算の流用を議題といたします。災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、一時借入金、歳出予算の流用への質疑通告はございませんでしたので、これで質疑を打ち切ります。

これで、本日予定された審査は終了しました。

委員長から全委員に申し上げます。本日の委員会記録は、本日中午にサイドブックスへ議会事務局が登載いたしますので、御一読いただき、副委員長の総括質疑のための委員間討議に備えるように希望いたします。

これで、一般会計予算・決算特別委員会を散会します。

午後 1 時 54 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長 _____

○委員会記録における発言訂正箇所

◆ P 30 09 行目 青色部分を「60 歳を迎え、今年度末での退職者が 6 名、勸奨退職者が 3 名、普通退職者 1 名」に訂正

◆ P 35 15 行目 青色部分を「令和 5 年度から令和 6 年度」に訂正